

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成30年12月21日  
【計算期間】 第4期(自 平成29年10月1日至 平成30年9月30日)  
【発行者名】 日本生命2015基金特定目的会社  
【代表者の役職氏名】 取締役 内山 隆太郎  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内  
【事務連絡者氏名】 新井 博子  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
資産金融事務部  
【電話番号】 03-6250-3304  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第1【管理会社の状況】

### 1【概況】

#### (1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

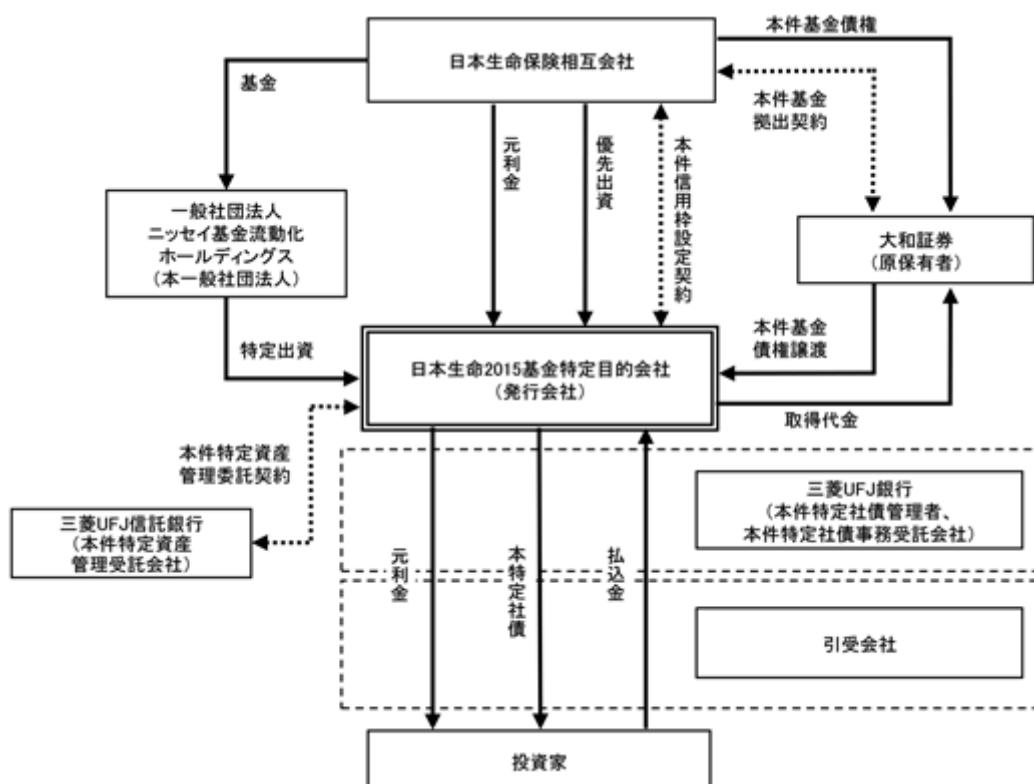
##### ( ) 振替特定社債

(a) 本特定社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとします。

(b) 振替法に従い本特定社債の特定社債権者（以下「本特定社債権者」といいます。）が特定社債券の発行を請求することができる場合を除き、本特定社債に係る特定社債券は発行されません。本特定社債の特定社債券（以下「本特定社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本特定社債券の券面種類は1億円の一種とし、その記名式への変更はしません。

##### ( ) 管理資産の流動化の基本的枠組み

###### 仕組みの概要



(a) 日本生命2015基金特定目的会社（以下「発行会社」といいます。）は、特定資本金の額を10万円として、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に基づき日本国内で設立された特定目的会社であり、その発行済みの全ての特定出資は、当初、発行会社の取締役である内山隆太郎氏によって保有されていましたが、同氏は、平成27年6月30日に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「一般社団法人法整備法」といいます。）により廃止される前の中間法人法（平成13年法律第49号、その後の改正を含みます。以下同じです。）に基づき日本国に設立され、一般社団法人法整備法第2条第1項により一般社団法人として存続するものとされた一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）に対し、発行会社の発行済みの全ての特定出資を譲渡しました。発行会社は、平成27年7月9日、資産流動化法に基づく業務開始届出（関東財務局長（会）第2057号）を行っています。

(b) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。これらを総称して「指定格付機関」といいます。）から平成27年7月10日付で本特定社債につき予備格付を取得し、平成27年8月5日に本特定社債につき本格付を取得しています。

(c) 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、平成27年7月8日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約（以下「本件基金拠出契約」といいます。）に基づき、平成27年8月5日（以下「本件基金拠出実行日」といいます。）付で500億円を日本生命に対して基金として拠出し、基金債権（以下「本件基金債権」といいます。）を日本生命に対して取得しています。

(d) 発行会社は、資産流動化計画に従い、かつ、平成27年7月8日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結された基金債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約（以下「本件基金債権譲渡契約」といいます。）に基づき、平成27年8月5日付で原保有者から本件基金債権の譲渡を受けています。本件基金債権の取得資金は本特定社債の発行によって調達しています。かかる本件基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本件基金債権の債務者である日本生命の上記本件基金債権の譲渡日の確定日付ある証書による異議をとどめない承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されています。

(e) 本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、日本生命による本件基金債権の利息の支払及び元本の償還は発行会社に対して直接行うものとされています。

(f) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本件基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本特定社債を発行し、大和証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を主幹事とする引受会社が引受を行っています。

(g) 本特定社債は一般募集です。

(h) 本特定社債は年1回利息支払を行い、本特定社債の元金は、平成31年8月5日に一括して償還します。償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

(i) 発行会社は、平成27年7月28日付で発行会社及び日本生命の間で締結された信用枠設定契約（以下「本件信用枠設定契約」といいます。）に基づき日本生命から一定額の本特定社債の利支払の資金を借り入れる権利を有し、本特定社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済期日において、発行会社が履行すべき本特定社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日（以下に定義される意味によります。）において出資金勘定（以下に定義される意味によります。）に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし、本特定社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

(j) 発行会社は、平成27年7月8日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「本件特定資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約（以下「本件特定資産管理委託契約」といいます。）に基づき、本件特定資産管理受託会社に対し、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本件基金拠出契約の締結後さらに日本生命が募集した基金をいいます。

「一般社団法人法整備法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）をいいます。

「一般法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「営業日」とは、銀行休業日以外の日をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「借入申込期日」とは、各本件基金利息支払期日に関連して、当該本件基金利息支払期日直後に到来する利払期日（但し、銀行休業日に当たるときは、直前の営業日。）の10営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において発行会社が日本生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込書に「借入申込金額」として記載される下記の金額（第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」（a）「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」（b）「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」ソの記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

平成28年8月5日の2営業日前に行われた個別貸付 41,452,600円

平成29年8月5日の2営業日前に行われた個別貸付 41,452,600円

平成30年8月5日の2営業日前に行われた個別貸付 41,452,600円

平成31年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 41,452,600円

「借入申込書」とは、発行会社が日本生命に対して本件信用枠設定契約に基づき個別貸付を行うことを希望する旨通知するために、第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」（a）「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」（b）「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」イに記載のとおり発行会社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「元金償還勘定」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定及び本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「銀行休業日」とは、土曜日、日曜日その他適用ある法令等により日本国東京において銀行が休業することを認められ、又は義務づけられている日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「繰延後個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付予定返済日の1ヶ月後の応当日又は本件信用枠設定契約に従い更に繰延が行われた場合に支払が行われるべき日をいいます。

「繰延償還期日」とは、本件基金元本の償還が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日をいいます。

「原保有者」とは、本件基金拠出契約における基金の拠出者であり、当初の本件基金債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「個別貸付」とは、各本件基金利息支払期日において、第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」（a）「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」（b）「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」アに記載の条件が全て満たされていることを条件として本件信用枠設定契約に基づき日本生命が発行会社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付元本支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利息支払原資から当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本件信用枠設定契約に従い支払われるべき各個別貸付に係る利息の総額（個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）を含みます。）を控除した後の残額（但し、百万円に満たない金額は切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利息額」とは、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本金額に当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日（この日を含みます。）から当該個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額（1円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利息支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利息支払原資から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本件信用枠設定契約に従い支払われるべき個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）の合計額を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付繰延元本」とは、個別貸付予定返済日に返済がなされるべき個別貸付の元本額のうち、支払期限が変更された金額に対応する元本をいいます。

「個別貸付繰延元本に係る利息」とは、個別貸付繰延元本に、当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付予定返済日の翌日（この日を含みます。）から当該繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額の利息（1円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付繰延利息」とは、個別貸付基準利息額のうち、支払期限が変更された金額をいいます。

「個別貸付支払期日」とは、各個別貸付に係る元利金については個別貸付予定返済日をいい、発行会社が本件信用枠設定契約に従い期限の利益を喪失した場合には、本件信用枠設定契約上の一切の債務につき期限の利益を喪失した日をいい、本件信用枠設定契約に係るその他の金銭については本件信用枠設定契約に従って発行会社が支払を行うべき日として定められる日をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、下記の利率をいいます。

平成28年8月5日の2営業日前に行われた個別貸付 0.37%

平成29年8月5日の2営業日前に行われた個別貸付 0.39%

平成30年8月5日の2営業日前に行われた個別貸付 0.53%

平成31年8月5日の2営業日前に行われる個別貸付 0.62%

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付について、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日の翌年の2月末日をいいます（但し、当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日をいいます。）。

「個別貸付利息支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日において本特定社債関連口座内の出資金勘定に留保されている金銭から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日までに第1「管理会社の状況」3「管理及び運営の仕組み」（1）「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理会社からの支出」（）及び（）に基づき支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付利払基準日」とは、個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日の7営業日前の日をいいます。

「最終本件基金償還期日」とは、平成31年の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日をいいます。

「最終本件基金利息計算期間」とは、平成30年の本件基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から平成31年の本件基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「最終本件基金利息支払期日」とは、平成31年の本件基金利息支払期日をいいます。

「資産流動化計画」とは、資産流動化法第5条に規定する資産流動化計画をいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「指定格付機関」とは、JCR及びR&Iをいいます。

「出資金勘定」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還期日」とは、平成31年8月5日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「信用枠金額」とは、165,810,400円（第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」（）「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」ソの記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

「税制変更」とは、税制若しくは税率の変更又は新たな種類の源泉税が課されることをいいます。

「前関連基金拠出契約」とは、平成24年7月9日付で、大和証券及び日本生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約を総称していいます。

「前関連基金債権」とは、前関連基金拠出契約に基づく、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「第1回本件基金利息計算期間」とは、本件基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から平成28年の本件基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「第2回本件基金利息計算期間」とは、平成28年の本件基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から平成29年の本件基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「第3回本件基金利息計算期間」とは、平成29年の本件基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から平成30年の本件基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「大和証券CM」とは、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（但し、平成22年1月1日を効力発生日とする商号変更の前は大和証券エスエムビーシー株式会社であり、また、平成24年4月1日を効力発生日とする吸収合併により大和証券にその権利義務を承継しています。）をいいます。

「中間法人法」とは、中間法人法（平成13年法律第49号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「日本生命」とは、日本生命保険相互会社をいいます。

「野村證券」とは、野村證券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、日本生命2015基金特定目的会社をいいます。

「発行会社関連契約」とは、本件特定社債管理委託契約、本件特定社債事務委託契約、本件引受契約、その他本特定社債に関連する契約で、発行会社が当事者となっているものをいいます。

「払込期日」とは、平成27年8月5日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、日本生命の各事業年度について、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(i)基金の総額、( )損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、( )基金利息の支払額、( )当該決算期において積み立てることを要する損失てん補準備金の額、( )基金申込証拠金の科目に計上した額、( )再評価積立金の科目に計上した額、( )のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、( )その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、( )繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに( )土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、日本生命の各事業年度について、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(i)基金の総額、( )損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、( )基金申込証拠金の科目に計上した額、( )再評価積立金の科目に計上した額、( )その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、( )繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに( )土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般社団法人法整備法により廃止される前の中間法人法に基づき日本国に設立され、一般社団法人法整備法第2条第1項により一般社団法人として存続するものとされた一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスをいいます。

「本一般社団法人関連特定目的会社」とは、日本生命2012基金特定目的会社及び日本生命2017基金特定目的会社を総称していいます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、平成21年7月3日付で本一般社団法人及び有限会社東京共同会計事務所の間で締結された業務委託契約変更契約に添付された業務委託契約（同変更契約による変更後の平成20年6月27日付同当事者間の業務委託契約）並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本期限の利益喪失事由」とは、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「期限の利益喪失事由」に記載の事由をいいます。

「本件基金延滞利息」とは、最終本件基金償還期日において、本件基金拠出契約に基づき繰り延べられる本件基金元本の額につき、年0.406%（年365日の日割計算）で計算される延滞利息をいいます。

「本件基金元本」とは、本件基金拠出契約に基づき日本生命が償還するものとされる基金の元本をいいます。

「本件基金拠出契約」とは、平成27年7月8日付で大和証券及び日本生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金拠出実行日」とは、平成27年8月5日をいいます。

「本件基金繰延利息」とは、本件基金拠出契約に基づき、支払期日が日本生命の次の事業年度の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日まで到来しないものとして繰り延べられた本件基金債権の利息をいいます。

「本件基金債権」とは、本件基金拠出契約に基づく、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「本件基金債権譲渡契約」とは、平成27年7月8日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結された基金債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金利息」とは、本件基金拠出契約に基づき日本生命が支払うものとされる基金の利息（本件基金繰延利息及び本件基金延滞利息を含みます。）をいいます。

「本件基金利息計算期間」とは、第1回本件基金利息計算期間、第2回本件基金利息計算期間、第3回本件基金利息計算期間及び最終本件基金利息計算期間を総称していいます。

「本件基金利息支払期日」とは、平成28年（この年を含みます。）から平成31年（この年を含みます。）までの本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日をいいます。

「本件信用枠設定契約」とは、平成27年7月28日付で発行会社及び日本生命の間で締結された信用枠設定契約をいいます。

「本件信用枠設定契約締結日」とは、平成27年7月28日をいいます。

「本件信用枠設定契約等責任財産」とは、その時々の本特定社債関連口座内の金銭をいいます。

「本件信用枠設定契約有効期間」とは、本件信用枠設定契約締結日（この日を含みます。）から平成32年2月末日（この日を含みます。）までの期間をいいます。

「本件特定資産管理委託契約」とは、平成27年7月8日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本件特定資産管理受託会社」とは、本件特定資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本件特定資産管理手数料」とは、本件特定資産管理委託契約に基づき、発行会社が本件特定資産管理受託会社に対して特定資産の管理及び処分に関する業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本件特定社債管理委託契約」とは、平成27年7月28日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結された日本生命2015基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）特定社債管理委託契約をいいます。なお、平成30年4月16日に効力が発生した三菱UFJ信託銀行を吸収分割会社、三菱UFJ銀行を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）により、三菱UFJ信託銀行の一部の事業が三菱UFJ銀行に移管されたことに伴い、本件特定社債管理者としての地位は三菱UFJ銀行に引き継がれました。

「本件特定社債管理委託手数料」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本件特定社債管理者に対して支払う本特定社債の管理委託手数料をいいます。

「本件特定社債管理者」とは、本特定社債の特定社債管理者である三菱UFJ銀行をいいます。なお、本件吸収分割により、三菱UFJ信託銀行の一部の事業が三菱UFJ銀行に移管されたことに伴い、本件特定社債管理者が三菱UFJ銀行へと変更されました。

「本件特定社債事務委託契約」とは、平成27年7月28日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結された日本生命2015基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）事務委託契約をいいます。なお、本件吸収分割により、三菱UFJ信託銀行の一部の事業が三菱UFJ銀行に移管されたことに伴い、本件特定社債事務受託会社としての地位は三菱UFJ銀行に引き継がれました。

「本件特定社債事務受託会社」とは、本件特定社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ銀行をいいます。なお、本件吸収分割により、三菱UFJ信託銀行の一部の事業が三菱UFJ銀行に移管されたことに伴い、本件特定社債事務受託会社が三菱UFJ銀行へと変更されました。

「本件引受契約」とは、平成27年7月28日付で引受会社を代表する大和証券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券、発行会社並びに日本生命の間で締結された日本生命2015基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）引受契約をいいます。

「本特定社債」とは、日本生命2015基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）をいいます。

「本特定社債関連口座」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき発行会社が本特定社債関連口座として開設する口座及び本件特定社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本特定社債券」とは、本特定社債の特定社債券をいいます。

「本特定社債権者」とは、本特定社債の特定社債権者をいいます。

「本特定社債要項」とは、本特定社債の特定社債要項をいいます。

「本報告書提出日」とは、平成30年12月21日をいいます。

「前基金」とは、日本生命が本件基金拠出契約締結前に募集した基金をいいます。

「三菱UFJ銀行」とは、株式会社三菱UFJ銀行をいいます。

「三菱UFJ信託銀行」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律225号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「優先出資」とは発行会社が資産流動化計画及びその取締役の決定に従って日本生命に発行する優先出資をいいます。発行会社が払込期日までに発行する優先出資の口数は5,200口、その払込金額の総額は260,000,000円です。なお、発行会社が払込期日までに発行する特定出資と優先出資の総口数は5,202口です。

(注) 上記優先出資は、平成27年7月17日に発行されました。

「利息支払勘定」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本件特定社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払期日」とは、平成28年から平成31年まで毎年8月5日をいいます。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

#### ( ) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

##### (a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本件基金債権は発行会社の資産となり、本件特定資産管理受託会社が本件特定資産管理委託契約に従って管理資産である本件基金債権の管理を発行会社のために行います。本件基金債権は、本件基金拠出契約で認められた場合であって、かつ、本件特定社債管理委託契約において認められた場合を除き、他の第三者に対して譲渡されることが禁止されています。本件基金債権の利息の支払による回収金は発行会社の本特定社債関連口座内の利息支払勘定に、本件基金債権の元本の償還による回収金は発行会社の本特定社債関連口座内の元本償還勘定において保管され、本件特定社債管理委託契約において認められた順序及び方法によってのみ利用することが可能とされています。

##### (b) 信用補完の形態

本特定社債の利払は特定資産である本件基金利息を原資として行われますが、本件基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、本特定社債の利払に先立って当該源泉徴収により本特定社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本特定

社債の利払資金とすることにより、本特定社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。本件信用枠設定契約に基づき行われた個別借入は、本件信用枠設定契約に規定する条件に従い本特定社債の元利金の支払に劣後し、かつ、本件信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として返済されます。なお、本件基金利息について賦課された源泉税の還付金を出資金勘定に入金することにより、本特定社債の利金支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。更に、本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済期日において、発行会社が履行すべき本特定社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし、本特定社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

#### 本件信用枠設定契約

ア 本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、以下の条件が全て満たされている場合、日本生命は、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日において発行会社が日本生命に交付した借入申込書に記載された借入申込金額を、当該本件基金利息支払期日において利用可能な資金で発行会社の本特定社債関連口座に送金する方法により、各個別貸付を実行するものとされています。かかる借入金はかかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完及び流動性補完となり得ます。

当該本件基金利息支払期日に関連して、本件信用枠設定契約に従い発行会社が借入申込書を日本生命に適式に交付し、これを日本生命が適式に受領していること。

上記における借入申込書に記載された借入申込金額が、各個別貸付の借入申込金額として定義された金額（下記ソの記載による変更後の借入申込金額も含みます。）であること。

上記における借入申込書に記載された借入申込金額と当該借入申込書の交付以前に既に行われている各個別貸付の貸付金額の合計が信用枠金額（下記ソの記載による変更後の信用枠金額も含みます。）を超えていないこと。

本特定社債が、有效地に発行され、かつ、成立していること。

発行会社が、本特定社債について期限の利益を喪失していないこと。

発行会社による資産流動化法第4条に基づく業務開始届出が受理されていることを権限ある政府機関が証明する書面の写しが発行会社より交付されていること。

発行会社が、本件信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て日本生命に交付していること。

(i) 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の特定目的会社登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書

( ) 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の印鑑証明書

( ) 本件信用枠設定契約締結日における発行会社の定款の写し

( ) 本件信用枠設定契約の締結を発行会社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

イ 発行会社は、各本件基金利息支払期日において個別貸付を希望する場合には、借入申込書を発行会社の登録印鑑を用いて作成し、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日までに、本件信用枠設定契約所定の方法により日本生命に送付するものとされています。

ウ 発行会社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、個別貸付基準利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

エ 発行会社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を返済するものとされています。

オ 上記ウの記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付基準利息支払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、個別貸付基準利息額のうち、当該不足額の支払期限は、繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとされています。個別貸付繰延利息及び個別貸付繰延元本に係る利息については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息（下記サに記載する遅延損害金を含みます。）は付されないものとされています。発行会社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本才に記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延利息、又は、従前のいずれかの個別貸付予定返済日の翌日以降下記クに記載のとおり付され、未払の個別貸付繰延元本に係る利息がある場合には、上記ウに記載のとおりの支払に優先して、個別貸付繰延利息、個別貸付繰延元本に係る利息の順に、また、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の中ではそれぞれ最初に本才に記載のとおり支払期限が変更されることとなった日又は下記クに記載のとおり付利が開始した日の早いも

のから順に、これを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に1ヶ月後の応当日に変更され、かかる更に支払期限が変更された部分については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息（下記サに記載する遅延損害金を含みます。）は付されないものとし、以後も同様とするものとされています。

カ 発行会社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付基準利息支払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、本件信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付基準利息支払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

キ 上記才の記載にかかわらず、平成32年2月末日以後又は個別貸付につき発行会社が下記タに記載のとおり期限の利益を喪失した後は、上記才に記載の支払期限の変更は行われないものとされています。

ク 上記工の記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付元本支払原資が当該個別貸付予定返済日に返済すべき個別貸付の元本額に満たない場合には、かかる個別貸付の元本額のうち、当該不足額についての支払期限は、当該個別貸付予定返済日の1ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、この場合、かかる個別貸付繰延元本については、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、発行会社は、当該繰延後個別貸付予定返済日に、かかる個別貸付繰延元本に係る利息を日本生命に対し支払うものとされています。発行会社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本クに記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延元本がある場合には、上記工に記載の支払に優先して、最初に本クに記載のとおり支払期限が変更されることとなつた日が早い個別貸付繰延元本から順にこれを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延元本の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に1ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、以後も同様とするものとされています。この場合、かかる変更後の繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間につき本ク第1文に従い、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、以後も同様とするものとされています。

ケ 発行会社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付元本支払原資が個別貸付の元本額に満たない場合には、本件信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付元本支払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

コ 上記クの記載にかかわらず、平成32年2月末日以後又は個別貸付につき発行会社が下記タに記載のとおり期限の利益を喪失した後は、上記クに記載される支払期限の変更は行われないものとされています。

サ 本件信用枠設定契約に別段の定めがある場合を除き、発行会社が、本件信用枠設定契約上の支払義務をその個別貸付支払期日に履行しなかった場合、発行会社は、当該個別貸付支払期日の翌日（この日を含みます。）から完済される日（この日を含みます。）までの期間につき、当該債務不履行に係る金額に対し、年率14%（1年を365日とする日割計算）（1円未満の端数を切り捨てます。）の割合による遅延損害金を日本生命に対して支払うものとされています。

シ 本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われるまで、発行会社による個別貸付の元利金の支払に関する債務、その他本件信用枠設定契約に基づき発行会社が日本生命に対して負担する債務の履行は、本件信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として、かつ、本件特定社債管理委託契約に規定される支払順序及び支払限度に従ってのみ行われるものとし、日本生命は本件信用枠設定契約等責任財産以外の発行会社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本件信用枠設定契約に基づき日本生命が発行会社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われ、かつ、発行会社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、日本生命の発行会社に対する債権額が本件信用枠設定契約等責任財産の額を超過するときは、当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。

ス 本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務（上記ウ、オ、及びキ、又は、工、ク、及びコの記載に従って支払期日が一旦到来したものの上記シの記載に基づき未払の債務を含みます。）は、当該債務の約定弁済期日において、発行会社が履行すべき本特定社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされています。

セ 上記スにかかわらず、発行会社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合においては、本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務（上記ウ、オ、及びキ、又は、エ、ク、及びコの記載に従って支払期日が一旦到来したものとの上記シの記載に基づき未払の債務を含みます。）は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われることを停止条件として効力を生じるものとし、発行会社はこの条件が成就しない限り本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務を弁済することはできないものとされています。

ソ 本件信用枠設定契約有効期間中において、税制変更により、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される本件基金利息支払期日以降（この日を含みます。）において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、また、かかる変更以降適用される信用枠金額も、各個別貸付に係る借入申込金額が増額した金額に相当する額だけ自動的に増加されるものとし、その後も同様とするものとされています。

タ 発行会社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合、日本生命による通知催告等がなくとも、発行会社は日本生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の債務について当然に期限の利益を失い、上記セに記載の条件が成就された後に、かかる債務を弁済するものとされています。

チ 本件信用枠設定契約は、本件信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、発行会社及び日本生命は本件信用枠設定契約有効期間中は、理由の如何を問わず、本件信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本件信用枠設定契約有効期間の満了後も、発行会社が本件信用枠設定契約に関して日本生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に関する限りにおいて、本件信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。

ツ 発行会社は、下記テ又はトに記載の発行会社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本件信用枠設定契約に違反したこと若しくは本件信用枠設定契約に基づく発行会社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、日本生命に生じるあらゆる損害又は債務、並びにこれらに関連して日本生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償請求につき日本生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。ここに規定された補償は、日本生命の重大な過失又は故意に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しては適用されないものとされています。

テ 発行会社は、本件信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証しています。

発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有效地に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。

発行会社は、本件信用枠設定契約並びに本件信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しております、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

発行会社による本件信用枠設定契約の締結及び履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

発行会社による本件信用枠設定契約の締結及び履行に際して、発行会社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、本件信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、本件信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は発行会社による本件信用枠設定契約の締結、又は本件信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することもありません。

(i)本期限の利益喪失事由又は( )期間の経過若しくは通知又はその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。

ト 発行会社は、各本件基金利息支払期日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有效地に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。

発行会社は、当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付並びに本件信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しております、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履きました。

発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、発行会社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することもありません。

本件特定社債管理委託契約は、大要本件信用枠設定契約において定められる様式により締結されています。

本件特定社債管理委託契約において発行会社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。

(i) 本期限の利益喪失事由又は( )期間の経過若しくは通知又はその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。

本特定社債について期限の利益を喪失していません。

ナ 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく日本生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

実務上可能な限り速やかに、但しいかなる場合においても発行会社の事業年度の最終日から90日以内に、発行会社の当該事業年度に関する、発行会社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書を、日本生命に交付します。

本件信用枠設定契約及び本件特定社債管理委託契約（本特定社債要項を含みます。）を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行します。

本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる許可、認可、同意及び承諾をこれを取得すべき時期に取得し、本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる通知及び届出を行なうべき時期に行います。

発行会社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守します。

(i) 本期限の利益喪失事由又は( )期間の経過若しくは通知又はその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

発行会社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

発行会社の本件信用枠設定契約に基づく義務（個別貸付に基づく元利金支払義務を含みますがこれに限定されません。）の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

本件特定社債管理委託契約（本特定社債要項を含みます。）に基づき本特定社債の特定社債管理者又は本特定社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行なった場合には、それらの写しを速やかに日本生命に交付します。

発行会社は、本件基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により発行会社が当該時点までに本件基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本件信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知します。

発行会社が個別貸付に基づき借り入れた金銭については、本件信用枠設定契約所定の資金使途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。

二 日本生命は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

( ) 元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、特定出資及び優先出資の発行代わり金並びに原保有者から取得する本件基金債権のほかには、特段の資産を有しません。特定出資及び優先出資の発行代わり金は専ら発行会社の当初費用及び発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、かつ、払込期日後に発行会社が追加の特定出資又は優先出資を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しないため、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に影響されることになります。そのため、日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況如何によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本特定社債の元本の償還は、第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(口)「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の償還期日に一括償還することを予定しており(償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。)、また、本特定社債の利息の支払は、第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(イ)「利払日及び利息支払の方法」記載の利払期日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています(利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。)。しかしながら、日本生命による本件基金債権の本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本特定社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

また、後記(d)「本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるとおり、日本生命は発行会社との間で本件信用枠設定契約を締結し、各本件基金利息支払期日において、本特定社債の一定額の利息支払のための資金を貸し付けるものとされていますが、この貸付についてもその時々の日本生命の信用状況如何によっては、本件信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があり、その結果、本特定社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

このように本特定社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々の日本生命の信用力によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。なお、その場合でも、本特定社債については、元本の償還及び利息の支払について、償還期日及び利払期日の繰り延べは一切行われません。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(b) 本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記(a)「元本償還資金又は利払資金が不足するリスク」に記載のとおり、発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、特定出資及び優先出資の発行代わり金並びに原保有者から取得する本件基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本件基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に直接影響されることになりますが、本件基金債権の債務者である日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

本件基金利息の支払に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本件基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ(保険業法第55条第1項)、かつ、本件基金利息の支払をその内容とする剩余金の処分に関する議案が日本生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、日本生命は、本件基金拠出契約において本件基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満たない場合や本件基金利息の支払をその内容とする剩余金の処分に関する議案が日本生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において日本生命は発行会社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、発行会社も日本生命によって支払われない本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部の支払を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総

代会は、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払をその内容とする剩余金の処分に関する議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本件基金利息の支払をその内容とする剩余金の処分に関する議案が承認されることは限りません。

#### 本件基金元本の償還に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本件基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています（保険業法第55条第2項）。さらに、日本生命が各事業年度において本件基金元本の償還を行う場合には、原則として、本件基金元本の償還を内容とする剩余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本件基金元本の償還を行う場合においては当該基金償却準備金の取崩しに関する議案が日本生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行なうことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本件基金元本の償還を行う場合には、日本生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています（保険業法第56条）。

日本生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本件基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満たない場合には、日本生命は発行会社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の全部又は一部を償還することができず、また発行会社も日本生命によって償還されない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。また、本件基金元本の償還を内容とする剩余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を得られない場合には、日本生命は発行会社に対して本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、発行会社も日本生命によって支払われない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本件基金元本の償還をその内容とする剩余金の処分に関する議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本件基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還をその内容とする剩余金の処分に関する議案が承認されることは限りません。但し、日本生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、日本生命の総代会における剩余金の処分に関する議案の承認決議や日本生命の取締役会による取崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、発行会社は本件基金拠出契約に基づき日本生命が償還すべきとされる本件基金元本の償還を日本生命に対して請求することができるものと考えられています。

また、日本生命が償還する本件基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積み立てを行えない場合には、かかる本件基金元本の償還を行うことができません。

上記 及び に記載のとおり、本件基金債権の債務者である日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に定める条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。また、本件基金拠出契約によれば、保険業法の制限により本件基金元本の償還又は本件基金利息の支払が行われない場合には、本件基金拠出契約に定める条件により、最終本件基金償還期日又は本件基金利息支払期日が繰り延べられます（第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(e)「償還方法」及び(g)「利息支払期日及び方法」を御参照下さい。）。これらの条件及び制限の結果、本特定社債について元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。なお、この場合でも、本特定社債については、元本の償還及び利息の支払について、償還期日及び利払期日の繰り延べは一切行われません。

#### 日本生命の解散時又は破産手続、更生手続、再生手続若しくは海外におけるこれらに類似する手続の開始時における本件基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しは相互会社のその他の債務の弁済に絶対的に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻し」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

また、本件基金拠出契約上、(i)本件基金元本の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、当該破産手続における最後配当（最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。）のために裁判所に提出さ

れた配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含みます。)を受けたことを停止条件として発生するものとされています。そして、( )本件基金元本の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたことを停止条件として発生するものとされています。さらに、( )本件基金元本の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手続が外国において上記(i)又は( )の場合に準じて行われている場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、その手続において上記(i)又は( )記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされています。

なお、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(i)更生担保権、( )一般の先取特権その他一般的優先権がある更生債権、( )(i)、( )及び( )に掲げるものの以外の)更生債権、( )約定劣後更生債権、( )基金に係る更生債権、( )社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられておりません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本特定社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本件基金債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本特定社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本特定社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

### (c) 日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

日本生命は本件基金債権のほかにも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、日本生命は、本件基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還を行わないものとしております。なお、前基金の償還と本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還を同一の剩余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本件基金元本の償還を行うものとしています。また、前基金の基金利息と本件基金拠出契約に基づく本件基金利息を同一の剩余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要となる額を控除した額の範囲内において、本件基金利息の支払を行うものとしています。従って、前基金が存在することにより、本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払が予定どおり行われない可能性があり、その結果本特定社債の元金の償還及び本特定社債の利息の支払が予定どおり行われない可能性があります。

後基金については、後基金の拠出金の償還(期限前償還を含みます。)は、本件基金元本の全額の償還前に行われないものとし、かつ、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息と後基金の基金利息を同一の剩余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払を優先するものと本件基金拠出契約に規定されています。但し、保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除すべきことを明示しており、後基金の利息の支払が本件基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本件基金元本の償還、ひいては本特定社債の元金の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本件基金拠出契約の規定及び保険業法等に基づく法制度に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(d) 本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク

発行会社は、日本生命との間で本件信用枠設定契約を締結し、本特定社債の利息の支払に関する信用補完措置及び流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているほか、その金額に上限があるため、本特定社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を日本生命から受けられない可能性があります。また、日本生命が本件信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあります。この場合、本特定社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件及び金額の上限については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」(2)「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」を御参照下さい。

かかるリスク要因については、本件信用枠設定契約の規定、保険業法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(e) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本件基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本件基金債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本件基金債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本件基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本件基金債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えておりますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

原保有者及び発行会社は、本件基金債権譲渡契約に基づき、本件基金債権の真正な売却及び購入を意図していること

原保有者は、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権が発行会社に移転した後は、本件基金債権に対して一切の権利を有さないこと

本件基金債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本件基金債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本件基金債権の買戻しを行う義務を負担していないこと

原保有者は、本件基金債権譲渡契約上、本件基金債権の譲渡日現在における本件基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本件基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと

本件基金債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本件基金債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること

(f) 日本生命の組織変更に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項本文は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。」としており、本件基金債権の償還が終了する以前において、日本生命が株式会社への組織変更を行う場合には、原則として、本件基金を償却する必要があります。本件基金拠出契約においては、日本生命は、第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(e)「償還方法」の記載に基づき本件基金元本の全部又は一部を最終本件基金償還期日前において償還することはできないこととされており、本件基金拠出契約の当該規定を変更することなく日本生命が本件基金元本の全部又は一部を最終本件基金償還期日前において償還することはできないこととなります。本件基金債権の償却の申出等がなされた場合において、発行会社が、発行会社関連契約及び適用ある法令等において必要とされる手続を経た上で、かかる申出等に応じる可能性が完全に排除されている訳ではありません。

かかるリスク要因については、日本生命における組織変更等に伴う本件基金債権の償却の必要性の有無等に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が本特定社債の元金未償還のうちに、本特定社債発行に関係のない債務を負うことにより、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性がありますが、発行会社は特定目的会社として、本件特定社債管理委託契約において、本特定社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。）、又は本特定社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合（発行会社が優先出資証券を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限定されません。）を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしないことを本件特定社債管理者に対して約束しています。また、発行会社は、本件特定社債管理委託契約において、本特定社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、資産流動化計画に従って営む業務及びその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要のない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要なない従業員を雇用しないことを、本件特定社債管理者に対して約束しています。

かかるリスク要因については、上記の本件特定社債管理委託契約における発行会社の約束に加え、発行会社は、特定資産の流動化とその付帯業務以外の業務を行うことができない旨が資産流動化法及び資産流動化計画において規定されており、発行会社の資金の借入、本特定資産の処分及び余裕金の運用等についても資産流動化法及び資産流動化計画等において制限されていること等の方法により、発行会社が本特定社債とは関係のない債務を負担し、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 発行会社の特定社員が一般社団法人であることに関する影響

発行会社の全ての特定出資は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人がかかる特定出資を保有することに関連するリスクとしては、(i)本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、発行会社の特定出資（以下「本特定出資」といいます。）が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡される結果、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスク、( )本一般社団法人の理事の不適切な業務執行により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスク、及び( )本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと発行会社は考えております。

本一般社団法人が発行会社及び本件特定社債管理者に差し入れた特定社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（以下「本一般社団法人誓約書」といいます。）において、本一般社団法人は、発行会社及び本件特定社債管理者に対して、本一般社団法人が本特定出資を譲り受けた後、本特定社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本特定出資を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本特定出資が本一般社団法人から移転する可能性は低いと発行会社は考えております。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本特定出資は譲渡されることが考えられます。この場合、本特定出資の譲受人により、発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む特定社員の権利が行使され、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、以下のとおり、本特定社債の最終の償還期日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと発行会社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び有限会社東京共同会計事務所（以下「業務受託者」といいます。）が発行会社及び本件特定社債管理者に差し入れた特定社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（以下「業務受託者誓約書」といいます。）における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本特定出資を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務（業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。）を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務（追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分（以下「株式等」といいます。）の取得対価の支払債務を含みます。）を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社及び本件特定社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為（債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。）をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が本特定社債の最終の償還期日までに発生する可能性は低いと発行会社は考えております。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の

表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本特定社債の最終の償還期日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人に対する平成20年5月30日付基金拠出申込書において本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券、本一般社団法人及び本件特定社債管理者に差し入れた特定社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（社員が差し入れるものと、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。）において破産手続開始、再生手続開始その他これに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から1年と1日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を使用しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと発行会社は考えております。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のようないくつかの対応を採っております。一般法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することを本一般社団法人業務委託契約において定めております。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと発行会社は考えております。なお、その他の解散事由（（i）定款で定めた存続期間の満了、（ii）定款で定めた解散の事由の発生、（iii）社員総会の決議、（iv）合併（合併により一般社団法人が消滅する場合に限る。）、（v）破産手続開始の決定及び（vi）一般法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判）についても、該当する実際上の可能性は高くないと発行会社は考えております。

本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、発行会社に対して、発行会社の破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続の開始の申立て及び発行会社の解散決議を行わないこと（但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。）、並びに発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ（発行会社が資産流動化計画に基づき発行する特定社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本項において、以下同じです。）のある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任、その他発行会社の業務遂行又は債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また発行会社の取締役をして行わしめないことを約束しておりますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないと発行会社は考えております。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、類型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しております。

本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が特定社員である発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む特定社員の権利を、間接的に行使することができる、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、当初の社員を3名の公認会計士として設立されており、また、定款において社員の資格を有する者を限定し、類型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しております。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が発行会社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高くないと発行会社は考えております。

(i) 本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、本特定出資以外にそれぞれ前関連基金債権を引当てとする特定社債を発行している本一般社団法人関連特定目的会社の特定出資を保有しているほかは、他の特定目的会社の特定出資又は株式等を取得・保有しておらず、また借入による資金調達を行っておりません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資又は株式等を追加的に取得し、当該特定出資又は株式等の発行体が特定社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる特定出資又は株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該特定出資又は株式等の発行体がデフォルトに陥り、その特定出資又は株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な特定出資又は株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、(i)その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用（かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。）を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、( )かかる特定出資又は株式等の追加取得が本特定社債の格付を低下させることにはならないことを指定格付機関に確認することを発行会社及び本件特定社債管理者に対して約束しているので、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の特定出資又は株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えております。

(j) 本特定社債権者が一般担保以外の担保を有しないことによる影響

本特定社債権者は、一般担保を除き、発行会社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、発行会社に関する破産手続、再生手続又は特別清算手続の場合、一般担保を有する本特定社債権者は、配当額の分配において無担保債権者より有利に扱われ、これに優先するものの、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等、一般担保に優先する担保権を有する債権者には劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、資産流動化法並びに資産流動化計画及び定款等において、特定資産の流動化とその附帯業務以外の業務を行うことができない旨が定められており、本特定社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(k) 本件基金利息に適用される源泉税の税率変更等に関するリスク

本特定社債の利払は特定資産である本件基金利息を原資として行われますが、本件基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、本特定社債の利払に先立って当該源泉徴収により本特定社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本特定社債の利払資金とすることにより、本特定社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置としています。

本件信用枠設定契約有効期間中において、税制変更により、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される本件基金利息支払期日以降（この日を含みます。）において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、また、かかる変更以降適用される信用枠金額も、各個別貸付に係る借入申込金額が増額した金額に相当する額だけ自動的に増加されるものとし、その後も同様とするものとされています。

かかる措置により、税制変更により、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合においても、本件信用枠設定契約に基づき、当該増加に対応する金額については、本特定社債の利払の原資として日本生命から一時的に貸し出されることとなっており、これにより、かかる税制変更により本特定社債の利払が不可能となるリスクを低減しております。しかし、本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているほか、日本生命が本件信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、かかる条件が満たされない場合や日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本特定社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があり、かかるリスクが排除されている訳ではありません。本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」を御参照下さい。

(I) 保険会社が本特定社債を取得する際の留意事項

大蔵省告示第50号(「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」)(平成8年2月29日)(その後の改正を含みます。)(以下「本件告示」といいます。)第1条の2第1項によれば、「法(保険業法を意味します。以下同じです。)第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等(法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(前条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。)を保有(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有)していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。)における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額(次項において「控除額」という。)を控除するものとする。」とされています。本特定社債は、日本生命に対して拠出された本件基金債権を特定資産とする特定社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、本特定社債の特定資産が日本生命に対して拠出された本件基金債権であるという本特定社債の実質的な性格から、保険会社等(上記条項に定義される意味によります。以下本(I)において同じです。)が本特定社債を保有する場合には本件告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(略)を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本特定社債の金額が控除される可能性があります。

(II) 市場性に関するリスク

本特定社債の処分価格は、発行会社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本特定社債の価格は下落することが想定されます。従って、本特定社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本特定社債の流通市場は現在確立されておらず、本特定社債の流通性は如何に保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本特定社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかるものであるため、発行会社による特段の対応は图られていません。

### 特定借入れ

発行会社は、本報告書提出日現在、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行っておりません。

発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく借入を行うことを予定しているところ、これは資産流動化法第210条に基づき行われるものであり、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れに該当します。本件信用枠設定契約に基づく借入の内容については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」(2)「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」を御参照下さい。

( ) 期限の利益喪失事由

発行会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、本特定社債全額について何らの手続を経ずして当然に期限の利益を失います。この場合、当該事由が発生した日以降(この日を含みます。)に発生する本特定社債の利息は、年0.406%の利率によります。

発行会社が、支払期日が到来し、支払われるべきものとなった本特定社債に対する利息の支払を怠り、かかる不履行が7日間以上継続した場合で、かつ、(i)その後さらに7日間経過するまでの間にかかる状態が解消されない相当のおそれがあると本件特定社債管理者が判断したうえ、発行会社に対して本特定社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をした場合、又は(2)その後更に7日間以上当該状態が継続した場合。

発行会社が本件特定社債管理委託契約の重要な規定(本特定社債要項を含みます。)に違反し、本件特定社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしない場合で、かつ、本件特定社債管理者が当該事由の発生が本特定社債権者の権利に重大な影響を及ぼすことが明らかであると認めて発行会社に対して本特定社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をし、かかる通知が発行会社に到着した場合。

発行会社について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続開始決定があった場合。

発行会社について、支払の停止が生じ、又は発行会社が自ら破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続開始の申立てを行い、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

発行会社の財産若しくは資産の全部若しくは発行会社の財産若しくは資産のうち本件特定社債管理者が重要と判断する部分について管財人、管理人等が選任された場合、又は仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押の命令若しくは通知が行われ、かつ、当該仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押が30日以内に取り消されない場合。

発行会社について、解散の決定がなされた場合、又は解散命令が下された場合。

発行会社が、資産流動化法第219条に基づく業務停止命令を受けた場合。

日本生命について、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他類似する手続開始の決定があつた場合。

日本生命が自ら、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他類似する手続開始の申立てを行つた場合、又は、日本生命について解散若しくは保険業の廃止の決定がなされた場合、若しくは保険管理人が選任された場合。

#### ( ) 倒産手続の放棄等

(a) 本特定社債権者は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

(b) 本特定社債権者は、発行会社による本特定社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産（以下本「倒産手続の放棄等」において「本件責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、第1「管理会社の状況」3「管理及び運営の仕組み」（1）「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本特定社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本件責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

(c) 本特定社債権者は、償還期日が到来した場合又は第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」（1）「期限の利益喪失事由」の記載に基づき本特定社債について期限の利益を喪失した場合において、本件責任財産から支払が行われた後に、なお本特定社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が本件責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

#### 本特定社債に関する信用格付

##### (a) 信用格付を特定するための事項

利息の利払期日における支払と元金の償還期日における全額償還の安全性について、本特定社債は、指定格付機関から、J C RにつきA A -、及びR & IにつきA A -の予備格付を平成27年7月10日付で取得しており、また、指定格付機関から、J C RにつきA A -、及びR & IにつきA A -の本格付をそれぞれ本特定社債の払込期日に取得しました。現在の格付は、J C RにつきA A -、R & IにつきA A -となっております。なお、本特定社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持、売りを推奨するものではありません。

##### (b) 信用格付の前提及び限界に関する説明

###### J C R

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、J C Rの信用格付は、デフォルトリ率や損失の程度を予想するものではありません。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、J C Rが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものですが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

###### R & I

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R & I の意見です。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

#### 資産流動化計画に記載されている事項の概要

資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの（本報告書の他の箇所に記載したものを除きます。）の概要は、以下のとおりです。

(a) 外国為替相場の変動による影響

発行会社の発行する資産対応証券（資産流動化法第2条第11項に定める資産対応証券をいいます。以下同じです。）は全て日本円建であり、資産対応証券の投資家が資産対応証券の償還、利息又は配当として受領する金額について外国為替相場による換算レートを適用する必要はありません。その限度において、外国為替相場の変動による影響はありません。

(b) 資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針

発行会社はデリバティブ取引を行いません。

（2）【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、平成27年7月9日付で資産流動化法第4条に基づき関東財務局長に対し業務開始届出を行った特定目的会社です。従って発行会社の義務・責任等に関しては資産流動化法の適用を受けます。特定資産たる管理資産の流動化等に係る業務の基本的な内容は資産流動化法に基づき作成された資産流動化計画に定められており、発行会社は資産流動化計画の範囲内で特定資産たる管理資産の譲受け、特定社債の発行等を行います。資産流動化法は、特定目的会社が、資産流動化計画に従って行われる特定資産の流動化に係る上記記載の業務及びその附帯業務以外の業務を営むことを禁止しています。

特定目的会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、特定社債を発行及び募集するにあたっては、資産流動化法、同法において準用する会社法、振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本件基金債権は、保険業法に基づき大和証券から日本生命に対して拠出された基金の利息支払及び元本償還請求権である指名債権であり、民法及び商法のほか、保険業法の適用を受けます。本件基金債権は、本件基金債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から特定目的会社である発行会社に譲渡され、当該譲渡については本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権の債務者である日本生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び第三者対抗要件が具備されています。

本件基金債権に関する保険業法の適用の態様については、第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理

資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」（）「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」

（b）「本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を御参照下さい。

（3）【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約の内容については、第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」を御参照下さい。また、当該管理資産たる本件基金債権の債務者である日本生命の特質については、第4「発行者及び関係会社法人情報」2「原保有者その他関係法人の概況」「その他関係法人の概況」「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

（4）【管理資産の沿革】

管理資産である本件基金債権は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき平成27年8月5日に原保有者である大和証券から発行会社に譲渡されています。

発行会社は、本件特定社債管理委託契約に基づきその処分が義務づけられる場合その他本件特定社債管理委託契約に規定される場合を除き、本特定社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

## (5) 【管理資産の管理体制等】

### 【管理資産の関係法人】

大和証券は、本件基金拠出契約により、管理資産である本件基金債権を取得した上で、本件基金債権譲渡契約により管理資産を発行会社に譲渡しました。本件基金債権の移転と同時に、発行会社は、大和証券が有する本件基金拠出契約上の地位の一切を承継しています。

日本生命は、本件基金拠出契約に基づき大和証券から基金の拠出を受け、本件基金債権の債務者となります。なお、日本生命は、本件信用枠設定契約に基づき発行会社に金銭の貸付を行います。

発行会社は、三菱UFJ信託銀行に対して、本件特定資産管理委託契約に基づき、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、発行会社は、三菱UFJ銀行に対して、本件特定社債管理委託契約に基づき、本件特定社債の管理業務を委託しています。なお、平成30年4月16日に効力が発生した本件吸収分割により、三菱UFJ信託銀行の一部の事業が三菱UFJ銀行に移管されたことに伴い、本件特定社債管理者としての地位は、三菱UFJ信託銀行から三菱UFJ銀行に引き継がれました。三菱UFJ銀行は、本特定社債の特定社債管理者として、その管理の委託を受けた特定社債につき、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為等をするために必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができます（資産流動化法第127条第7項）。

### 【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本件特定資産管理受託会社は、本件特定資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- (i) 本件特定資産管理受託会社は本件基金債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した日本生命に対する本件基金債権、その回収金、本特定社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産（以下本において「本件特定資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- ( ) 本件特定資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本件特定資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- ( ) 本件特定資産管理受託会社は、本件特定資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番5号所在の本件特定資産管理受託会社たる三菱UFJ信託銀行株式会社資産金融事務部に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- ( ) 本件特定資産管理受託会社は、発行会社の同意なく本件特定資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

### 【管理資産の管理体制】

#### 管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

##### ( ) 法人の機関の内容

管理資産である本件基金債権の管理者は、本件特定資産管理受託会社としての三菱UFJ信託銀行です。三菱UFJ信託銀行は、平成28年6月28日、第11期定時株主総会での承認を経て、監査等委員会設置会社の機関設計を選択し、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役社長へ大幅に委任することで業務執行の機動性を高めるとともに、監査等委員である取締役が取締役会決議に参加することで実効性のある経営監督態勢の構築を図っております。

##### a 法律に基づく機関の設置等

###### (a) 取締役会及び取締役

三菱UFJ信託銀行の取締役会は、事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた取締役にて構成され、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っております。法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定は、原則として取締役社長へ委任しております。ただし、特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行っております。

###### (b) 監査等委員会

三菱UFJ信託銀行の監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、監督を行っております。

また、監査報告の作成を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選解任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、実査を含めた三菱UFJ信託銀行及び子会社の業務・財産の状況の調査等を行っております。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等及び報酬等に関する意見を決定し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において当該意見を述べる権限を有しております。

##### b その他の機関の設置等

三菱UFJ信託銀行は、独立社外取締役による実効性の高い監督が行われる体制を構築するため、独立社外取締役のみを構成員とした独立社外取締役会議、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、取締役会傘下の第三者機関として、社外役員及び社外の有識者が構成員の過半を占めるスチュワードシップ委員会及び取締役会で決定した基本方針に基づき、経営全般に関する執行方針等を決定する経営会議を設置しております。また、三菱UFJ信託銀行は、業務執行態勢の強化の観点から、執行役員制度を導入しております。

( ) 監督の組織

三菱UFJ信託銀行は、取締役会及び監査等委員会を設置し、かつ、会計監査に関して有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

( ) 内部管理、人員及び手続

a 内部管理

三菱UFJ信託銀行は、会社法及び同施行規則の規定に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、(a)法令等遵守体制、(b)顧客保護等管理体制、(c)金融円滑化管理体制、(d)情報保存管理体制、(e)リスク管理体制、(f)効率性確保のための体制、(g)グループ管理体制、(h)内部監査体制、(i)監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制、(j)監査等委員会への報告体制、(k)監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務に係る方針及び(l)その他監査等委員の監査の実効性の確保のための体制について、取締役会にて決議し、内部統制システムを整備しております。監査等委員会は、日常的に内部統制システムを利用して監査を行っており、実効的な監査を行うため、必要に応じて内部監査担当部署である監査部に対して具体的な指示を行い、監査等委員会と監査部は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行っております。

b 人員及び手続き

(a) 内部監査体制

- イ リスク管理、内部統制及びガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査態勢を整備し、三菱UFJ信託銀行及び同社グループの業務の健全性・適切性を確保しております。
- ロ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査の基本事項を定める社則等を制定しております。
- ハ 三菱UFJ信託銀行及び同社グループの内部監査担当部署として監査部を設置しております。
- ニ 内部監査担当部署は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ監査担当部署統括の下、法令等に抵触しない範囲で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資先である他の子会社等の内部監査部門との連携及び協働により、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会によるグループ全体の業務監督機能を補佐しております。
- ホ 重要な子会社等における内部監査部署との連絡・協働により、三菱UFJ信託銀行グループの業務執行の健全性・適切性を確保するとともに、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、重要な子会社等の監査を行うこととしております。
- ヘ 内部監査担当部署は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で緊密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行うなど協力関係を構築し、内部監査の効率的な実施に努めています。

(b) 内部監査に関する組織（平成30年3月末現在）

監査部人員115名

(c) 内部監査に係る手続き

グループ内部監査規則及び内部監査規則に基づき、三菱UFJ信託銀行の全部署及び連結子会社等を対象に内部監査を実施しております。また、監査部の内部監査計画については、年度毎に監査等委員会の審議を経て、取締役会にて決定されており、監査部は、当該計画に基づき、専任の担当常務役員の下、他の業務執行部署から独立して、内部監査に従事しております。

(d) 監査等委員会による監査に係る組織（平成30年6月末現在）

監査等委員8名（うち常勤監査等委員3名）

総務部及び監査部内の監査等委員会人員5名

(e) 監査等委員会による監査に係る手続き

監査等委員会で定める監査の方針及び監査計画に基づき、内部統制システムを利用した監査を行うとともに、監査等委員会が選定した監査等委員による経営会議その他の重要な会議への出席や会社の業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。

( ) 監査部、監査等委員会及び会計監査人の相互連携

監査部は、監査等委員会及び選定監査等委員との間で緊密な関係を構築するとともに、必要に応じ会計監査人との間で情報交換を行う等協力関係を構築しております。

監査部は、内部監査計画に基づき実施した監査結果の報告を監査等委員会に対して行うほか、監査等委員会及び選定監査等委員会から指示があった場合、監査部は、当該指示に基づく調査あるいは内部監査を実施し、その結果を監査等委員会等に報告しております。

管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本件特定資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融事務部で行います。管理業務のための本件特定資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融事務部により定期的に確認される体制が整備されております。

## 2 【管理資産を構成する資産の概要】

### (1) 【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡された日本生命に対する基金債権である本件基金債権です。

基金とは、相互会社が拠出を受けることができる資金の一態様であり、基金を拠出する旨の相互会社と基金拠出者との契約は、消費貸借類似の保険業法が認める独自の資金調達契約であるものと実務上理解されています。

相互会社が基金の拠出を新たに受けるためには、相互会社はその旨定款を変更しなければなりません（保険業法第23条第1項第4号御参照。）が、日本生命は本件基金拠出契約に基づき基金の拠出を受けるために必要となる定款変更を平成27年7月2日に開催された総代会における承認決議その他の手続を経て完了しています。

大和証券は、本件基金拠出契約に基づき、本件基金拠出実行日において基金の払込を行い、同契約に従い、同日に本件基金債権が発生しています。

基金債権は指名債権の一種であり、基金債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者である大和証券から発行会社に対する譲渡については本件基金債権が発生する平成27年8月5日に効力が発生し、本件基金債権の債務者である日本生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備されています。

基金債権を保有する者は、利息の支払を受ける権利及び償却又は元本の償還を受ける権利があるほか、当該基金の拠出の際に締結される契約において規定される権利を有することとなります。基金の拠出を受ける相互会社に対する各種の共益権は有さないものとされています。更に、相互会社が基金債権について利息を支払い、又は償却若しくは元本を償還しようとする場合には、保険業法上一定の制限を受けます。本件基金債権に関する利息の支払及び元本の償還の内容並びに本件基金拠出契約上本件基金債権の保有者が有する権利については、第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」を御参照下さい。また、日本生命が本件基金債権について利息を支払い、又は元本を償還しようとする場合における保険業法上の制限については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を、日本生命の前基金及び後基金が本件基金債権に与える影響については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(c)「日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」をそれぞれ御参照下さい。

基金債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るために手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、協同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

### (2) 【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、第4「発行者及び関係法人情報」2「原保有者その他関係法人の概況」「原保有者の概況」を御参照下さい。

### (3) 【管理資産を構成する資産の内容】

#### 本件基金債権の概要

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡された日本生命に対する基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約に基づく本件基金債権の概要は以下のとおりです。

##### (a) 金額

金500億円

##### (b) 用途

## 相互会社における基金

### (c) 実行日

本件基金拠出実行日

### (d) 最終本件基金償還期日

平成31年8月5日の2営業日前の日

### (e) 償還方法

本件基金元本は、最終本件基金償還期日に一括償還します。

本件基金元本の償還については、保険業法第55条第2項により、法定基金償還限度額を限度として行うことができるとの制限が付されており、更に、前基金を全額償還する前には、本件基金元本の償還は行われず、前基金の償還と本件基金元本の償還が同一の剩余金処分を経て行われる場合には、保険業法に基づく制限に加えて前基金の償還に必要となる額を控除した額が上限となる（本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還金は、前基金の元金の償還金支払に劣後します。）という制限に服します。

本件基金元本は、かかる保険業法第55条第2項の制限内で、大和証券に償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本についての償還期日は日本生命の次の事業年度の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとします。繰延償還期日において、繰り延べられた本件基金元本の全額が保険業法第55条第2項の制限内において全額償還されない場合には、当該繰り延べられた本件基金元本を、保険業法第55条第2項の制限内で、大和証券に償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本の償還期日は次回の繰延償還期日に繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

なお、繰り延べられる本件基金元本については、本件基金延滞利息を付するものとし、かかる本件基金延滞利息は、日本生命の次の事業年度の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日において、保険業法第55条第1項の制限内でその日までの1年分が支払われるものとします。

### (f) 利率

第1回本件基金利息計算期間 0.406%（1年を365日とする年率）

第2回本件基金利息計算期間 0.406%（1年を365日とする年率）

第3回本件基金利息計算期間 0.406%（1年を365日とする年率）

最終本件基金利息計算期間 0.406%（1年を365日とする年率）

### (g) 利息支払期日及び方法

本件基金利息は本件基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から最終本件基金償還期日（この日を含みます。）までこれを付し、各本件基金利息支払期日において、当該本件基金利息支払期日の直後に到来する本件基金拠出実行日の応当日を最終日とする本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、前記(f)「利率」記載の利率を用いて算出される以下に掲げる金額を日本生命は大和証券に支払います（但し、最終本件基金利息支払期日においては、最終本件基金利息計算期間の1年に付されるものとして前記(f)「利率」記載の利率を用いて算出される以下に掲げる金額を、平成30年の本件基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から最終本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間における利息として日本生命は大和証券に支払います。）。

平成28年の本件基金	平成29年の本件基金	平成30年の本件基金	最終本件基金
利息支払期日	利息支払期日	利息支払期日	利息支払期日
203,000,000円	203,000,000円	203,000,000円	203,000,000円

但し、日本生命は、本件基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で、大和証券に支払うものとし、同条項の制限により支払われない本件基金利息についてはその支払期日は日本生命の次の事業年度の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとします。

なお、本件基金繰延利息には利息を付さないものとします。

本件基金利息の支払については、保険業法第55条第1項により、法定基金利払限度額を限度として行うことができるとの制限が付されています。さらに、前基金の利息支払と本件基金利息の支払が同一の剩余金処分を経て行われる場合には、上記の保険業法に基づく制限に加えて、前基金の利息の支払に必要となる額を控除した額が上限となる（利息の支払は、前基金の利息支払に劣後します。）という制限に服します。

### (h) 期限前償還

日本生命は、本件基金元本の全部又は一部を最終本件基金償還期日前において償還することはできません。

(i) 期限の利益喪失の禁止

大和証券は、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件

前記(e)「償還方法」に記載される場合を除く本件基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとされます。なお、日本生命につき破産手続開始の決定があった場合又は日本生命につき更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定があった場合の取扱いについては、以下に定めるとおりとします。

**破産手続の場合**

本件基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

(停止条件)

当該破産手続における最後配当（最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。）のために裁判所に提出された配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含みます。）を受けたこと。

**更生手続又は再生手続の場合**

本件基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

(停止条件)

日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

**日本法以外の倒産手続が開始された場合**

本件基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手續が外国において上記 又は の場合に準じて行われている場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、その手続において上記 又は 記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされます。

(k) 事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本件基金拠出契約締結日及び本件基金拠出実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任せられるものとされています。

日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有效地に存続する相互会社です。

日本生命は、本件基金拠出契約並びに本件基金拠出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続（本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）を履践しました。

日本生命による本件基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件基金拠出契約に基づき原保有者のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

日本生命による本件基金拠出契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み（本件基金拠出契約に基づく本件基金

元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剩余金処分決議を除きます。)です。

本件基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以後、日本生命の本件基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。

日本生命に対し、本件基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与える訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

本件基金拠出契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本件基金拠出実行日までに拠出され残存する全ての基金の明細及び条件が含まれています。

日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本件基金拠出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本件基金拠出契約の締結、又は本件基金拠出契約に基づく債務の履行の結果発生することもありません。

日本生命は、本件基金拠出契約締結日又は本件基金拠出実行日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本件基金拠出契約以外に締結していません。

#### (I) 支払及び償還の順序

日本生命は、本件基金債権につき、以下の順序で本件基金利息の支払又は本件基金元本の償還を行うものとします。

##### 本件基金延滞利息

本件基金繰延利息(複数の本件基金利息計算期間に係る本件基金繰延利息がある場合は、その本件基金利息計算期間の到来順)

##### 前記(g)「利息支払期日及び方法」本文の記載に従い支払われる本件基金利息

##### 本件基金元本の償還

本件基金債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本件基金債権譲渡契約においては、本件基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本件基金債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、大和証券による買戻し等)は定められていません。

#### 本件基金債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本件基金債権の唯一の債務者である日本生命に関する事項は以下のとおりです。

##### (a) 名称

日本生命保険相互会社

##### (b) 組織形態

保険業法第2条第5項に定める相互会社

##### (c) 沿革

1889年(明治22年)	有限責任日本生命保険会社創立
1891年(明治24年)	日本生命保険株式会社に社名変更
1902年(明治35年)	本店を現在地に新築移転

1924年(大正13年)	(財)日本生命済生会設立(2012年に公益財団法人へ移行)
1931年(昭和6年)	(財)日本生命済生会付属日生病院開院(2018年に日本生命病院と改称)
1942年(昭和17年)	富士生命を包括移転
1945年(昭和20年)	愛國生命を包括移転

1947年（昭和22年）	日本生命保険相互会社として再発足
1973年（昭和48年）	（財）ニッセイ児童文化振興財団設立（1993年に（財）ニッセイ文化振興財団と改称、2009年に公益財団法人へ移行）
1975年（昭和50年）	ニューヨーク連絡事務所開設（1977年にニューヨーク事務所と改称） 琉球生命を包括移転
1979年（昭和54年）	（財）日本生命財団設立（2010年に公益財団法人へ移行）
1981年（昭和56年）	ロンドン事務所開設
1982年（昭和57年）	フランクフルト事務所開設
1984年（昭和59年）	ニッセイ・リース（株）設立
1985年（昭和60年）	ニッセイBOT投資顧問（株）設立（1989年にニッセイ投資顧問（株）と改称）
1987年（昭和62年）	北京事務所開設 ニッセイ・ライフプラザ第1号店開設（新宿）
1988年（昭和63年）	（株）ニッセイ基礎研究所設立
1989年（平成元年）	ニッセイ総合研修所竣工 （財）ニッセイ聖隸健康福祉財団設立（2013年に公益財団法人へ移行）
1991年（平成3年）	ニッセイ・キャピタル（株）設立 米国日本生命（ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ）設立
1993年（平成5年）	（株）ニッセイ・ニュークリエーション設立 （財）ニッセイ緑の財団設立（2011年に公益財団法人へ移行）
1995年（平成7年）	ニッセイ投信（株）設立
1996年（平成8年）	ニッセイ損害保険（株）設立
1997年（平成9年）	バンコク・ライフ社に資本参加 米パトナム社と業務提携
1998年（平成10年）	ニッセイ投資顧問（株）とニッセイ投信（株）を統合し、ニッセイアセットマネジメント投信（株）設立 ドイツ銀行と業務提携
1999年（平成11年）	ニッセイ情報テクノロジー（株）設立
2000年（平成12年）	特別勘定運用部門を分社、ニッセイアセットマネジメント投信（株）と統合してニッセイアセットマネジメント（株）と社名変更 日本マスタートラスト信託銀行（株）が営業開始
2001年（平成13年）	同和火災海上保険（株）、ニッセイ損害保険（株）の2社が合併し、ニッセイ同和損害保険（株）誕生（2010年にあいおい損害保険（株）と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険（株）に） ニチイ学館グループ、日立製作所グループ等と（株）ライフケアパートナーズ設立 第一生命保険（相）（現 第一生命保険（株））と共同事業会社 企業年金ビジネスサービス（株）設立 ニッセイコールセンター開設
2003年（平成15年）	広電日生人寿保険有限公司設立
2004年（平成16年）	バンコク・ライフ社をグループ会社化 東京本部を丸の内に移転
2007年（平成19年）	シンガポール事務所開設（2010年に現地法人へ移行）
2008年（平成20年）	ノースウェスタン・ミューチュアル社と業務提携
2009年（平成21年）	広電日生人寿保険有限公司の合弁パートナーを中国長城資産管理公司に変更し、社名を長生人寿保険有限公司に変更
2011年（平成23年）	リライアンス・ライフ社に資本参加し、グループ会社化（2016年にリライアンス・ニッポンライフ・インシュアランスと改称）

2012年（平成24年）	リライアンス・キャピタル・アセットマネジメント社に資本参加し、グループ会社化（2016年にリライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントと改称）
2014年（平成26年）	セクイス・ライフ社に資本参加し、グループ会社化

2015年(平成27年)	(株)ライフサロンをグループ会社化 ニッセイリアルティマネジメント(株)設立 (株)ライフプラザパートナーズをグループ会社化 三井生命保険(株)と経営統合
2016年(平成28年)	豪州生命保険会社 MLC Limited をグループ会社化
2017年(平成29年)	(株)ほけんの110番をグループ会社化 The TCW Group, Inc.に資本参加し、グループ会社化
2018年(平成30年)	マスミューチュアル生命保険(株)と経営統合

## (d) 事業の内容

## 事業系統図(2018年3月末現在)



※太文字は連結対象会社を表します。

(注) 1. 子会社とは保険業法第2条第12項に規定する子会社、子法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等(子会社を除く)、関連法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等です。

2. ●印は連結される子会社、■印は持分法適用の関連法人等

3. ○印は子会社、△印は関連法人等

4. 会社名は主要なものを記載しています。

## (e) 営業の概況

日本生命の営業の概況については、第4「発行者及び関係法人情報」2「原保有者その他関係法人の概況」「その他関係法人的概況」「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

## (f) 割合その他の管理資産における本件基金債権への集中の状況

日本生命は、管理資産を構成する本件基金債権の唯一の債務者です。

## (g) 本件基金債権の内容

第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」を御参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者 公認会計士 荒川真司

調査の結果 平成27年7月28日現在の特定資産の価格

49,692百万円から50,288百万円の範囲

調査の方法 公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき発行会社に譲渡される本件基金債権（特定資産）について、資産流動化法第122条に定める価格調査を行いました。この価格調査は、平成10年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「『流動化目的』の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われたものです。

## (4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産である本件基金債権に係る本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還については、原保有者である大和証券から発行会社に対して本件基金債権が譲渡された後においては、日本生命は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還の詳細については、上記(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」を御参照下さい。

本件特定社債管理者は、管理資産である本件基金債権の利息の支払及び元本の償還が行われないことにより、本特定社債について元利金の支払を行うことができず、その結果、本特定社債について期限の利益を喪失した場合、発行会社の資産の処分方法等に関し、(i)本件特定社債管理者が承認する方法により、発行会社の資産を換価処分し、処分代金を本件特定社債管理委託契約に定める順序及び方法により元利金その他の支払に充当する、又は( )かかる発行会社の資産の換価処分を特段行うことなく発行会社を存続させ、本特定社債関連口座内の金銭を本件特定社債管理委託契約に定める順序及び方法により元利金その他の支払に充当するかのいずれかの方法を用いるかにつき本件特定社債管理委託契約に従い、特定社債権者集会に決議させ、かかる決議がなされた場合、その決議に従うものとします。

### 3 【管理及び運営の仕組み】

#### (1) 【資産管理等の概要】

##### 【管理資産の管理】

管理資産を構成する本件基金債権は、本件基金拠出契約に基づき原保有者である大和証券が基金の拠出を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の譲渡に際して、発行会社及び日本生命に対して、保有している本件基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本件基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本件基金債権の債務者である日本生命は、本件基金拠出契約において、本件基金拠出契約の締結日である平成27年7月8日付及び本件基金拠出実行日付で、原保有者である大和証券に対し、第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本件基金債権譲渡契約において、発行会社及び大和証券に対し、本件基金拠出契約において日本生命が大和証券に対して行った第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本件基金債権の概要」(k)「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本件基金債権譲渡契約の締結日及び本件基金債権の譲渡実行日である平成27年8月5日においても真実かつ正確であることを表明し、保証しています。

発行会社の特定出資及び優先出資の状況並びにその保有者については第4「発行者及び関係法人情報」1「発行者の状況」を御参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本特定社債が残存する限り当該特定出資及び優先出資の保有者たる特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないこと及び資本金の額（特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額をいいます。）の減少を行わないことを本件特定社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本件基金債権に係る本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還は、それぞれ各本件基金利息支払期日及び最終本件基金償還期日において、発行会社に対して直接行われます。本件特定社債管理委託契約においては、本件基金利息の支払による回収金は発行会社の本特定社債関連口座内の利息支払勘定において、本件基金元本の償還による回収金は発行会社の本特定社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本件特定資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

資産流動化計画には、発行会社の特定資産である本件基金債権は、本期限の利益喪失事由の発生により、発行会社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、所定の手続きを経たうえで、第三者に売却されることがある旨の定めがあります。

本に記載される事項のほか管理資産たる本件基金債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

#### 管理資産からの支出

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本件特定社債管理委託契約に定めるとおり、本特定社債関連口座を開設するものとし、本特定社債関連口座内の金銭を、(i)利息支払勘定、( )元金償還勘定及び( )出資金勘定に区分して管理するものとされています。

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、発行会社は、保有する金銭を以下に定める方法に基づき本特定社債関連口座においてのみ保管するものとされています。但し、本特定社債関連口座を開設している金融機関について、(i)R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）未満に格下げされた場合、又は( )JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）未満に格下げされた場合（以下本「管理資産からの支出」において「格付事由」といいます。）には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14営業日以内に、(i)R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）以上、かつ、( )JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）以上である金融機関に新たに本特定社債関連口座を開設し、従来の本特定社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本件特定社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本特定社債関連口座内の金銭を、従前と同様に(i)利息支払勘定、( )元金償還勘定及び( )出資金勘定に区分して管理するもの（以下本「管理資産からの支出」において「本特定社債関連口座移転行為」といいます。）とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本特定社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本特定社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合には、

本特定社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、隨時、本特定社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

本件基金債権に基づき日本生命から受領した金銭のうち、利息として受領した金銭については利息支払勘定に入金し、元本として受領した金銭については元金償還勘定に入金します。発行会社がその特定出資及び優先出資の発行によって受領した特定出資発行代わり金及び優先出資発行代わり金は全て出資金勘定に入金します。

本件信用枠設定契約に基づき日本生命から借り入れた金銭については利息支払勘定に入金します。

本件基金債権に基づき日本生命から受領する利息について賦課された源泉税の還付金については出資金勘定に入金します。

各利払期日及び第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日において、以下の方法により、本特定社債の元金及び利息の支払を行うものとします。但し、以下の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合には、当該不足に係る金額については、出資金勘定から支払います。

- ( ) 償還期日に該当しない利払期日においては、利息支払勘定から本特定社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に入金します。
- ( ) 儲還期日又は第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本特定社債の利息及び元金の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に入金します。

発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、隨時、出資金勘定から行うことができます。但し、下記( )の支払については、当該支払を行うべき日(この日を含みます。)までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに下記( )及び( )に基づき支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した金額を上限として行われるものとします。

- ( ) 公租公課の支払
- ( ) 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、特定資産の維持・管理に係る諸費用(本件特定資産管理委託契約に基づき支払う特定資産管理委託期中手数料を含みます。)、本特定社債の維持、管理及び支払に係る諸費用(本件特定社債管理委託契約及び本件特定社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本件特定社債管理委託手数料を含みます。)、発行会社の業務又は維持に係る諸費用(取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。)、並びに本件特定社債管理委託契約第18条及び第19条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものといいます。

- ( ) 本件信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払

上記からまでの規定にかかわらず、発行会社は、以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- ( ) 本特定社債の引受け会社である大和証券に対して本件引受け契約に基づき支払う引受け手数料及び費用の支払
- ( ) 本件基金債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から大和証券に対する本件基金債権の売買代金の支払
- ( ) 払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払
- ( ) その他本特定社債の発行に関連して必要となる費用(弁護士費用、会計士費用、指定格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれに限られません。)の支払

#### 【管理報酬等】

管理資産から支払われる手数料としては以下のものがあります。

当初支払手数料として、発行会社は、本特定社債の引受会社に対する引受手数料、本特定社債の事務受託会社に対する特定社債事務委託手数料、本特定社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、指定格付機関に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。）等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約168百万円です。

期中費用として、発行会社は、以下の費用を支払います。

- ( ) 本件特定社債事務受託会社を通じて、本特定社債権者が本特定社債を保有する口座管理機関に対して、以下の金額をそれぞれ支払います（以下の金額は、消費税及び地方消費税を含みません。）。以下の金額に賦課される消費税及び地方消費税は、発行会社が負担するものとされています（消費税又は地方消費税の税率が変更となった場合には、変更日以降は新税率が適用されます。）。
  - 元金支払手数料として、当該本特定社債の元金金額の10,000分の0.075
  - 利金支払手数料として、当該本特定社債の元金金額の10,000分の0.075
 発行会社は、元金支払手数料を本特定社債の元金が償還される日の1営業日前の日までに、利金支払手数料を本特定社債の利金が支払われる日の1営業日前の日までに、それぞれ本件特定社債事務受託会社に交付します。
- ( ) 本件特定社債管理者である三菱UFJ銀行に対して、利払期日（銀行休業日に当たる場合はその前営業日）に、前回の利払期日における本特定社債残存額に対し、1か年につき10,000分の0.3（消費税及び地方消費税別）の料率により、本特定社債の前回の利払期日の翌日から当該利払期日までの1か年分（1か年に満たない手数料を計算するときは、月割りをもってこれを計算します。）に、これに係る消費税及び地方消費税相当額（消費税又は地方消費税の税率が変更となった場合には、変更日以降は新税率が適用されます。）を加えた金額を本件特定社債管理委託手数料として支払います。但し、初回の支払の場合は払込期日における本特定社債残存額に対して1か年分を支払います。
- ( ) 本件特定資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行に対して、平成27年7月8日から平成28年8月5日までの期間について平成28年の8月の最終の営業日に75万円を、以降毎年8月6日から翌年8月5日までの期間について、平成29年（この年を含みます。）から平成31年（この年を含みます。）までの各年の8月の最終の営業日に75万円を、本件特定資産管理手数料として支払います。但し、平成31年8月6日以後において本件特定資産管理委託契約の期間が継続している場合には、当該期間について、年額75万円の月割計算（1円未満切捨て）による金額を、契約期間終了月の最終の営業日又は発行会社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する時期において、発行会社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する方法により支払うものとします。また、本件特定資産管理委託契約が契約期間の期中にいて終了した場合、対応する期間については、当該終了日が、対応する期間中のいずれの日であるかにかかわらず、75万円とします。
- ( ) 上記以外の主な期中費用として、発行会社は、指定格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約10百万円です。

#### 【その他】

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本特定社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本件特定社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

- (i) 発行会社の定款（但し、本一般社団法人に対して特定出資を発行するために必要となる定款の変更を除きます。）又は資産流動化計画（但し、資産流動化法第151条第3項各号に規定する場合を除きます。）を変更する場合
- ( ) 発行会社が、本件基金債権譲渡契約、本件信用枠設定契約又は本件特定資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、社員総会の決議によらなければできません。

本件特定社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本件特定社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本件特定社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社は速やかにその旨指定格付機関に書面にて通知します。但し、本特定社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更（法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。）については、法令、資産流動化計画及び特定社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

定款の変更、関係法人との契約の更改等を行った場合には、監督当局への届出又は公告など資産流動化法等に従った所定の措置を取ります。

**( 2 ) 【信用補完等】**

- (a) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、日本生命から個別貸付をうけて、その一部又は全部を本特定社債の利息の支払に利用することができ、かかる借入金の限度において本特定社債の利息の支払の信用補完及び流動性補完となり得ます。本件信用枠設定契約の内容については第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」を御参照下さい。
- (b) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行うべき日（この日を含みます。）までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし、本特定社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

**( 3 ) 【利害関係人との取引制限】**

該当事項はありません。

#### 4 【証券所有者の権利】

本特定社債保有者への利息金額及び償還金額の計算方法については、第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(イ)「利払日及び利息支払の方法」及び第1「管理会社の状況」4「証券所有者の権利」(ロ)「償還期限及び償還の方法」を御参照下さい。

本特定社債の元利金は、振替法及び振替機関業務規程等に従い、各本特定社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます（但し、直接加入者の自己保有分については、本件特定社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。）。

本特定社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本特定社債の各利払期日及び償還期日に、期限が到来した金銭債権となります。

本特定社債の消滅時効は、その支払期日から（元金の場合）10年及び（利息の場合）5年となります。

本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき発行会社の財産について、他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。

本特定社債権者と本件信用枠設定契約の債権者との優先劣後関係については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」(ア)「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」シ、ス及びセを御参照下さい。

本特定社債権者は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本特定社債権者は、発行会社による本特定社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産（以下本4「証券所有者の権利」において「本件責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、第1「管理会社の状況」3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のからに記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本特定社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本件責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

本特定社債権者は、全ての償還期日が到来した場合又は第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」(ア)「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債について期限の利益を喪失した場合において、本件責任財産から支払が行われた後に、なお本特定社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が本件責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

##### (イ) 利払日及び利息支払の方法

###### (1) 元利金支払の方法

本特定社債に関する元金及び利息は、社債等振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

###### (2) 利息支払の方法及び期限

(a) 本特定社債の利息は、年0.406%の利率で払込期日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（この日を含みます。）までこれを付し、平成28年8月5日を第1回目の支払期日としてその日（この日を含みます。）までの1年分を支払い、その後毎年8月5日に当該利払期日（この日を含みます。）までの1年分を支払います。

(b) 本特定社債について、1年に満たない期間の利息を支払うときは、1年を365日とする日割をもって計算します。

(c) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

(d) 儿還期日の翌日（この日を含みます。）以後は本特定社債につき利息を付しません。但し、償還期日が到来し、発行会社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合には、発行会社は当該元金の支払期日の翌日（この日を含みます。）から当該未償還元金が実際に支払われる日又は第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」(ア)「期限の利益喪失事由」の記載に基づき期限の利益を喪失した日のいずれか早い方の日（この日を含みます。）までの期間につき、年0.87%の利率による経過利息を支払います。

##### (ロ) 儿還期限及び償還の方法

###### (1) 儿還価額

各特定社債の金額100円につき金100円

###### (2) 儿還の方法及び期限

- (a) 本特定社債の元金は、平成31年8月5日に一括償還します。
- (b) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

## 5 【管理資産を構成する資産の状況】

### ( 1 ) 【管理資産を構成する資産の管理の概況】

管理資産を構成する資産の管理の状況は、第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」

( 3 ) 「管理資産を構成する資産の内容」を御参照ください。

### ( 2 ) 【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
平成27年9月	50,031,145千円	-千円	0.00%
平成28年9月	50,031,145千円	-千円	0.00%
平成29年9月	50,031,145千円	-千円	0.00%
平成30年9月	50,031,145千円	-千円	0.00%

総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金合計額をいいます。

### ( 3 ) 【収益状況の推移】

	第1期 自 平成27年6月9日 至 平成27年9月30日	第2期 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	第3期 自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	第4期 自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日
(1) 収益 金融収益	31,145千円	203,000千円	203,000千円	203,000千円
(2) 費用	39,758千円	252,254千円	252,676千円	252,241千円
(3) 期末残高 元本金額の期末 残高	50,000,000千円	50,000,000千円	50,000,000千円	50,000,000千円
(4) 元本金額の期末 残高に占める収 益額の比率	0.06%	0.40%	0.40%	0.40%
(5) 元本金額の期末 残高に占める費 用額の比率	0.07%	0.50%	0.50%	0.50%

### ( 4 ) 【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

## 6【投資リスク】

### (1)【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本件基金債権を裏付けとして本特定社債を発行します。本特定社債の元利金の支払は、発行会社が取得する本件基金債権の元利金を支払原資として行われますが、日本生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本特定社債の元利金支払の前提となっている本件基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本特定社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本件基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本件基金債権の価値の下落、その他、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される事項により、投資者各位は損失を被ることがあります。

また、本特定社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

上記、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

### (2)【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本件特定社債管理委託契約の定めに従い、本特定社債について、本特定社債への投資者たる本特定社債権者のために、本特定社債に基づく弁済の受領、債権の実現の保全その他本特定社債の管理を行うことを本件特定社債管理者に委託しています。本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために、本特定社債に係る債権の弁済を受け、又は本特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本件特定社債管理者は、上記の本特定社債の管理を行うために、本件特定社債管理委託契約に基づき、ソリューションプロダクト部において、本特定社債の管理業務を行います。上記管理のための本件特定社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、ソリューションプロダクト部により定期的に確認される体制が整備されております。

なお、本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項に対する対応については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

## 第2【管理資産の経理状況】

## 1【主な資産の内容】

	第3期 平成29年9月30日	第4期 平成30年9月30日
管理資産残高	50,031,145千円	50,031,145千円
元本相当部分	50,000,000千円	50,000,000千円
利息相当部分（未収利息相当額）	31,145千円	31,145千円
証券所有者への利息支払基金の残高	-千円	-千円
証券所有者への元本償還基金の残高	-千円	-千円
管理資産の維持管理費支払基金の残高	-千円	-千円

## 2【主な損益の内容】

	第3期 自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日	第4期 自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日
総収入		
管理資産の回収額	161,547千円	161,547千円
うち元本返済相当部分	-千円	-千円
利息相当部分	161,547千円	161,547千円
その他の手数料収入	-千円	-千円
管理資産の再譲渡に伴う収入	-千円	-千円
その他	-千円	-千円
総費用		
管理報酬	-千円	-千円
管理資産の維持管理費	-千円	-千円
信用補完手数料	-千円	-千円
その他の手数料	-千円	-千円
管理資産の貸倒償却額	-千円	-千円
うち元本相当部分	-千円	-千円
利息相当部分	-千円	-千円
収入金( )	161,547千円	161,547千円

## 3【収入金（又は損失金）の処理】

	第3期 平成29年9月30日	第4期 平成30年9月30日
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資	-千円	-千円
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）	203,000千円	203,000千円
証券所有者への償還（又は基金への積立）	-千円	-千円
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）	-千円	-千円
その他	-千円	-千円

#### 4 【監査等の概要】

本特定社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。なお、資産流動化法に基づき行われた当初譲渡に係る管理資産についての価格の調査結果は、第1「管理会社の状況」2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等」を御参照下さい。

### 第3【証券事務の概要】

#### 1 本特定社債の名義書換

本特定社債は、振替法第118条において準用する同法第66条第2号の規定に基づき、その全部について振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた特定社債であり、発行会社は、振替法第118条において準用する同法第67条第1項の規定に基づき、本特定社債の特定社債券を発行しません。特定社債原簿管理人は設置されず、本特定社債の譲渡については、振替法に基づき、特定社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（振替法に規定する機関口座にあっては、振替法第118条において準用する同法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、振替法第119条に基づき、本特定社債の特定社債原簿においては本特定社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本特定社債権者が本特定社債を取得した日は記載されず、特定社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

#### 2 証券所有者に対する特典

通常の特定社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

#### 3 譲渡制限

本特定社債について譲渡制限はありません。

#### 4 その他

本特定社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還期日及び利払期日の前営業日並びに振替機関業務規程等において振替停止日とされている日においては、本特定社債に係る振替を行うための振替の申請はできません。

## 第4【発行者及び関係法人情報】

### 1【発行者の状況】

#### (1)【発行者の概況】

##### ( ) 主要な経営指標等の推移

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
営業収益 (千円)	31,145	203,000	203,000	203,000
経常損失 (千円)	8,611	49,243	49,661	49,227
当期純損失 (千円)	8,683	49,533	49,951	49,517
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)				
資本金 (千円)	260,100	260,100	260,100	260,100
発行済特定出資口数 (口)	2	2	2	2
発行済優先出資口数 (口)	5,200	5,200	5,200	5,200
純資産額 (千円)	251,416	201,882	151,931	102,413
総資産額 (千円)	50,293,182	50,275,183	50,225,217	50,175,709
1口当たり純資産額 (円)	4,291,895.00	29,058,545.00	54,034,442.00	78,793,414.50
1口当たり当期純損失 (円)	4,341,895.00	24,766,650.00	24,975,897.00	24,758,972.50
潜在出資調整後1口当たり当期純利益 (円)				
1口当たり配当額 (円)				
(うち1口当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )
自己資本比率 (%)	0.5	0.4	0.3	0.2
自己資本利益率 (%)				
配当性向 (%)				
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	146,199	21,765	12,389	11,686
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)				
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	260,100			
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	113,900	92,135	79,745	68,058
従業員数 (名)				

(注1) 発行会社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。

(注2) 営業収益には消費税等(消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。)が含まれております。

(注3) 発行会社と雇用契約を締結している従業員はありません。

(注4) 潜在出資調整後1口当たり当期純利益は、潜在出資が存在しないため、記載していません。

(注5) 出資1口当たり情報については、特定出資について記載しております。

##### ( ) 会社の沿革

発行会社は、平成27年6月9日に資産流動化法に基づく特定目的会社として設立され、その後の特定出資の譲渡により、現時点においては本一般社団法人が発行会社の特定出資の全てを保有しております。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

##### ( ) 事業の内容

発行会社の目的は、資産流動化法に基づく資産流動化計画に従った特定資産の流動化に係る業務及びそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

発行会社は、上記の事業を営む為、平成27年7月9日付にて資産流動化法第4条の業務開始届出を行っております(届出番号 関東財務局長(会)第2057号)。

## ( ) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスです。なお、発行会社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有しておりませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っておりません。

## 親会社

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容
一般社団法人ニッセイ 基金流動化ホールディ ングス	東京都千代田区丸の内三丁目 1番1号東京共同会計事務所 内	基金 14,000,000円	・資産流動化法に基づいて設立された 特定目的会社の特定出資の取得、保 有及び処分 ・資産の流動化に係る業務を目的とし て設立される株式会社、合同会社そ の他の法人の株式、出資その他の持 分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合		関係内容	
		役員の兼任等	事業上の関係
直接100%	・一般社団法人ニッセイ基金流動化ホール ディングスの理事である内山隆太郎は発行 会社の取締役を兼務しています。 ・一般社団法人ニッセイ基金流動化ホール ディングスの監事である須田和彦は発行会 社の監査役を兼務しています。	なし	

## ( ) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱UFJ信託銀行に本件特定資産管理委託契約に基づき特定資産である本件基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

## ( ) 出資等の状況

## (a) 出資の総数等

種類	会社が発行する出資の総数
特定出資	2口
優先出資	5,200口
計	5,202口

発行済 出 資	種類	事業年度末現在発行数 (平成30年9月30日)	提出日現在発行数 (平成30年12月21日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
	特定出資	2口	2口	該当なし	(注)
	優先出資	5,200口	5,200口	該当なし	
	計	5,202口	5,202口		

(注) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

## (b) 新優先出資引受権等の状況

ストックオプション制度、ライツプラン及び新優先出資引受権について該当事項はありません。

## (c) 発行済出資総数、特定資本金及び優先資本金等の推移

年月日	発行済出資総数		特定資本金		優先資本金	
	増減数	残高	増減数	残高	増減数	残高
平成27年 6月 9日	2口	2口	100,000円	100,000円	-	-
平成27年 7月17日	5,200口	5,202口	-	100,000円	260,000,000円	260,000,000円

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

(d) 所有者別状況

発行会社の発行済特定出資 2 口の全ては、本一般社団法人に所有されています。発行会社の発行済優先出資 5,200 口の全ては、日本生命保険相互会社に所有されています。

(e) 主な社員の状況

特定社員の状況

平成30年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有特定出資口数	発行済特定出資総数に対する所有特定出資の割合
一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2口	100%
計		2口	100%

優先出資社員の状況

平成30年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有優先出資口数	発行済優先出資総数に対する所有優先出資の割合
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	5,200口	100%
計		5,200口	100%

(f) 議決権の状況

発行済出資

平成30年 9月30日現在

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	5,200		優先出資(注)
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)			
議決権の制限された出資 (その他)			
議決権のある出資 (自己特定出資等)			
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
単元未満出資			
発行済出資総数	5,202		
総社員の議決権		2	

(注) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

自己特定出資又は自己優先出資等

該当事項はありません。

( ) 自己出資の取得等の状況

該当事項はありません。

## ( ) 配当政策

発行会社は、未償還の本特定社債が残存する限り特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないことを本件特定社債管理委託契約において約束しています。

## ( ) 出資の価額の推移

該当事項はありません。

## ( ) 役員の状況

男性 2 名 女性 0 名 ( 役員のうち女性の比率 0 % )

役名	氏名	生年月日	所有出資口数	略歴
取締役	内山隆太郎	昭和39年12月28日	-	昭和62年4月 中央監査法人入所 平成2年1月 中央クーパース・アンド・ライブランド国際税務事務所（現税理士法人ライスウォーター・ハウス・クーパース）入所 平成5年8月 東京共同会計事務所開業（現職） 平成27年6月 日本生命2015基金特定目的会社取締役就任（現任）
監査役	須田和彦	昭和45年8月15日	-	平成7年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成12年4月 東京共同会計事務所入所（現職） 平成27年6月 日本生命2015基金特定目的会社監査役就任（現任）

## ( ) コーポレート・ガバナンスの状況等

## (a) コーポレート・ガバナンスの状況

特定目的会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名以上と定められています。

業務を執行した公認会計士は、牧野あや子であり、有限責任監査法人トーマツに所属しています。監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士試験合格者2名及びその他1名であります。

## (b) 監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度において、発行会社が監査公認会計士等に支払った監査証明業務に基づく報酬は、4,320,000円です。

その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

## (2) 【事業の状況】

## (1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産を譲り受け、特定社債を発行することを目的とした会社であるため、特定社債権者への特定社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としております。

## (2) 事業等のリスク

第4「発行者及び関係法人情報」1「発行者の状況」(2)「事業の状況」及び第4「発行会社及び関係法人情報」1「発行者の状況」(5)「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されております

で、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したもののです。

### (3) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

#### (a) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要

##### 経営成績の状況

###### 第3期事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）

発行会社の第3期事業年度の業績は、営業収益203,000千円（前年同期比100%）、営業損失49,676千円（前年同期比100.8%）、当期純損失は49,951千円（前年同期比100.8%）となっております。

###### 第4期事業年度（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）

発行会社の第4期事業年度の業績は、営業収益203,000千円（前年同期比100%）、営業損失49,241千円（前年同期比99.1%）、当期純損失は49,517千円（前年同期比99.1%）となっております。

##### キャッシュ・フローの状況

###### 第3期事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）

発行会社の第3期事業年度末における現金及び現金同等物は、79,745千円となりました。また、第3期事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

###### （営業活動におけるキャッシュ・フロー）

第3期事業年度において営業活動の結果減少した資金は、買入指名金銭債権利息の受け入れによる収入および特定借入れによる収入があったものの、特定社債利息支払による支出等により、12,389千円となりました。

###### 第4期事業年度（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）

発行会社の第4期事業年度末における現金及び現金同等物は、68,058千円となりました。また、第4期事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

###### （営業活動におけるキャッシュ・フロー）

第4期事業年度において営業活動の結果減少した資金は、買入指名金銭債権利息の受け入れによる収入および特定借入れによる収入があったものの、特定社債利息支払による支出および特定目的借入元本返済による支出等により、11,686千円となりました。

##### 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

#### (b) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、第1「管理会社の状況」1「概況」(1)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」( )「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されておりますので、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

### (4) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### (3) 【営業の状況】

第4「発行者及び関係法人情報」1「発行者の状況」(1)「発行者の概況」( )「事業の内容」に記載した通り、資産流動化法に則り、資産流動化計画に基づく業務及びその付帯業務のみを行っています。

### (4) 【設備の状況】

#### (1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

#### (2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

- (3) 設備の新設、除却等の計画  
該当事項はありません。

## ( 5 ) 【経理の状況】

### 1 . 財務諸表の作成方法について

発行会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「特定目的会社の計算に関する規則」（平成18年4月20日内閣府令第44号）に基づいて作成しております。

### 2 . 監査証明について

発行会社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、前事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日）及び当事業年度（平成29年10月1日から平成30年9月30日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

### 3 . 連結財務諸表について

発行会社は子会社及び関連会社を有しておらず、連結財務諸表は作成しておりません。

【財務諸表】  
イ【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>特定資産の部</b>		
1年以内回収予定買入指名金銭債権	-	1 50,000,000
買入指名金銭債権	1 50,000,000	-
<b>特定資産の部合計</b>	<b>50,000,000</b>	<b>50,000,000</b>
<b>その他の資産の部</b>		
流動資産	152,725	141,039
現金及び預金	79,745	68,058
事業未収入金	41,452	41,452
前払費用	382	382
未収収益	31,145	31,145
繰延資産	72,491	34,670
特定社債発行費	72,491	34,670
<b>その他の資産の部合計</b>	<b>225,217</b>	<b>175,709</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>50,225,217</b>	<b>50,175,709</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
1年以内償還予定特定社債	-	50,000,000
1年以内返済予定特定借入れ	41,452	41,452
未払法人税等	290	290
未払費用	31,544	31,553
<b>固定負債</b>	<b>50,000,000</b>	<b>-</b>
<b>特定社債</b>	<b>50,000,000</b>	<b>-</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>50,073,286</b>	<b>50,073,296</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>社員資本</b>		
特定資本金	151,931	102,413
優先資本金	100	100
剰余金	260,000	260,000
当期末処分利益又は当期末処理損失( )	108,168	157,686
<b>純資産の部合計</b>	<b>151,931</b>	<b>102,413</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>50,225,217</b>	<b>50,175,709</b>

## 口【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
<b>営業収益</b>		
金融収益	203,000	203,000
営業収益合計	<u>203,000</u>	<u>203,000</u>
<b>営業費用</b>		
金融費用	1 240,911	1 240,924
販売費及び一般管理費	2 11,764	2 11,317
営業費用合計	<u>252,676</u>	<u>252,241</u>
営業損失( )	49,676	49,241
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	0
雑収入	13	12
営業外収益合計	<u>14</u>	<u>13</u>
経常損失( )	49,661	49,227
税引前当期純損失( )	49,661	49,227
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等合計	290	290
当期純損失( )	49,951	49,517
前期繰越損失( )	58,217	108,168
当期末処分利益又は当期末処理損失( )	108,168	157,686

## 八【社員資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:千円)

	社員資本					純資産合計	
	特定資本金	優先資本金	剰余金		社員資本合計		
			当期末処分利益又は当期末 処理損失 ( )	剰余金合計			
当期首残高	100	260,000	58,217	58,217	201,882	201,882	
当期変動額							
当期純損失( )			49,951	49,951	49,951	49,951	
当期変動額合計	-	-	49,951	49,951	49,951	49,951	
当期末残高	100	260,000	108,168	108,168	151,931	151,931	

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

(単位:千円)

	社員資本					純資産合計	
	特定資本金	優先資本金	剰余金		社員資本合計		
			当期末処分利益又は当期末 処理損失 ( )	剰余金合計			
当期首残高	100	260,000	108,168	108,168	151,931	151,931	
当期変動額							
当期純損失( )			49,517	49,517	49,517	49,517	
当期変動額合計			49,517	49,517	49,517	49,517	
当期末残高	100	260,000	157,686	157,686	102,413	102,413	

## ニ【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
利息の受取額	161,547	161,547
特定借入れによる収入	41,452	41,452
特定社債利息支払による支出	203,000	203,000
特定借入れ利息支払による支出	88	93
特定借入れ元本返済による支出	41,452	41,452
その他の営業支出	12,027	11,317
小計	53,568	52,862
利息及び配当金の受取額	0	0
法人税等の支払額	290	290
法人税等の還付額	41,467	41,465
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>12,389</b>	<b>11,686</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	12,389	11,686
現金及び現金同等物の期首残高	92,135	79,745
現金及び現金同等物の期末残高	179,745	168,058

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

当事業年度  
(自 平成29年10月1日  
至 平成30年9月30日)

## 1. 繰延資産の処理方法

## 特定社債発行費

定額法により特定社債発行期間内である4年間で均等償却を行っております。

## 2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

## (貸借対照表関係)

## (1) 特定資産の価格につき調査した結果

前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
特定資産たる基金債権の価格調査については、公認会計士荒川真司が価格調査を実施し、平成27年7月28日現在の特定資産の価格として下記の金額が妥当であるとの評価結果を受けています。	特定資産たる基金債権の価格調査については、公認会計士荒川真司が価格調査を実施し、平成27年7月28日現在の特定資産の価格として下記の金額が妥当であるとの評価結果を受けています。
買入指名金銭債権 49,692百万円～50,288百万円	買入指名金銭債権 49,692百万円～50,288百万円

## (損益計算書関係)

## (1) 金融費用の主要な費目及び金額は次の通りであります。

前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
社債利息 203,000千円	社債利息 203,000千円
特定社債発行費償却 37,821千円	特定社債発行費償却 37,821千円
支払利息 89千円	支払利息 102千円

## (2) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。

前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
業務委託手数料 3,180千円	業務委託手数料 3,180千円
特定資産管理手数料 810千円	特定資産管理手数料 810千円
特定社債管理手数料 1,620千円	特定社債管理手数料 1,620千円
社債元利金払手数料 405千円	社債元利金払手数料 405千円
監査報酬 4,320千円	監査報酬 4,320千円
支払手数料 1,023千円	支払手数料 496千円
格付手数料 367千円	格付手数料 450千円
なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。	なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。

## (社員資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

## 1. 発行済出資の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首出資数	当事業年度増加出資数	当事業年度減少出資数	当事業年度末出資数
発行済出資				
特定出資	2口	-	-	2口
優先出資	5,200口	-	-	5,200口
合計	5,202口	-	-	5,202口

## 2. 自己出資の種類及び口数に関する事項

該当項目はありません。

## 3. 新優先出資引受権及び新自己優先出資引受権に関する事項

該当項目はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

当事業年度(自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)

## 1. 発行済出資の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首出資数	当事業年度増加出資数	当事業年度減少出資数	当事業年度末出資数
発行済出資				
特定出資	2口	-	-	2口
優先出資	5,200口	-	-	5,200口
合計	5,202口	-	-	5,202口

## 2. 自己出資の種類及び口数に関する事項

該当項目はありません。

## 3. 新優先出資引受権及び新自己優先出資引受権に関する事項

該当項目はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当項目はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

## (1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前事業年度  
(自 平成28年10月1日  
至 平成29年9月30日)当事業年度  
(自 平成29年10月1日  
至 平成30年9月30日)現金及び現金同等物の期末残高は貸借対照表に掲記されて 現金及び現金同等物の期末残高は貸借対照表に掲記されて  
いる現金及び預金の残高と同額であります。 いる現金及び預金の残高と同額であります。

## (リース取引関係)

該当項目はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資産流動化法及び資産流動化計画に従い、資産の流動化に係る業務及びその付帯業務を行うことを事業の目的としています。金融資産である基金債権を管理資産（特定資産）として保有しており、当該特定資産の購入のために必要な資金を、本件特定資産から将来生ずるキャッシュフローを裏付けとする特定社債の発行により調達しています。なお、一時的な余資は安全性の高い金融資産（普通預金）で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として基金債権であり、金融負債は主として特定社債であります。本件基金債権の元本償還及び基金利息を受け、同額を特定社債の元利金支払に充当しております。基金債権は、基金の拠出先である日本生命保険相互会社の信用リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の保有する特定資産は、基金債権のみであり、本件基金債権の債務者である日本生命保険相互会社による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、信用リスクは、日本生命保険相互会社の財務状態の健全性悪化に起因して発生致します。

尚、当事業年度期末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

## 市場リスク（市場金利等の変動リスク）の管理

特定資産たる基金債権の金利及び特定社債の金利は固定金利であり、市場金利変動に伴う価格変動リスクに晒されておりますが、基金債権及び特定社債は発行条件が実質的に近似しており、実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であることから、価格変動の影響が資産サイドと負債サイドで相殺されるため、市場リスクは限定的であります。

## 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

上記(2)で述べたとおり、特定社債の元利金の支払いは、基金債権の元本償還及び基金利息により行われます。基金債権の償還額及び利払額は、その受領日の2営業日後の特定社債の元利金の支払いに同額が充当される仕組みとなっております。

このように特定社債の元利金及び諸費用の支払いは、基金債権の元本償還及び基金利息によりほぼ全額が賄われる仕組みとなっておりますので、流動性リスクは僅少であります。

また、特定社債要項において、流動性補完のために一定の資金を準備金として維持しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

基金債権及び特定社債については、市場価格はなく、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（平成29年9月30日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 買入指名金銭債権	50,000,000	50,183,750	183,750
(2) 現金及び預金	79,745	79,745	-
資産計	50,079,745	50,263,495	183,750
(1) 特定社債	50,000,000	50,183,750	183,750
負債計	50,000,000	50,183,750	183,750

当事業年度（平成30年9月30日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 1年以内回収予定買入指名金銭債権	50,000,000	50,107,150	107,150
(2) 現金及び預金	68,058	68,058	-
資産計	50,068,058	50,175,208	107,150
(1) 1年以内償還予定特定社債	50,000,000	50,107,150	107,150
負債計	50,000,000	50,107,150	107,150

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 1年以内回収予定買入指名金銭債権及び買入指名金銭債権

1年以内回収予定買入指名金銭債権及び買入指名金銭債権については、市場価格はないものの、特定社債と実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であるため、特定社債の時価を用いて算定しています（下記負債（1）参照）。

(2) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 1年以内償還予定特定社債及び特定社債

1年以内償還予定特定社債及び特定社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年9月30日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買入指名金銭債権	-	50,000,000	-	-
現金及び預金	79,745	-	-	-
合計	79,745	50,000,000	-	-

当事業年度（平成30年9月30日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1年以内回収予定買入指名金銭債権	50,000,000	-	-	-
現金及び預金	68,058	-	-	-
合計	50,068,058	-	-	-

(注3) 特定社債の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年9月30日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
特定社債	-	50,000,000	-	-
合計	-	50,000,000	-	-

当事業年度（平成30年9月30日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1年以内償還予定特定社債	50,000,000	-	-	-
合計	50,000,000	-	-	-

(有価証券関係)

該当項目はありません。

(退職給付関係)

該当項目はありません。

(税効果会計関係)

1. 總延税金資産及び総延税金負債の発生の主な原因別的内容

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
総延税金資産		
総越欠損金	33,967千円	49,520千円
総延税金資産小計	33,967千円	49,520千円
評価性引当額	33,967千円	49,520千円
総延税金資産合計		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成29年9月30日）

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

当事業年度（平成30年9月30日）

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当項目はありません。

(ストックオプション等関係)

該当項目はありません。

(持分法損益等関係)

該当項目はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。その為、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えており、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が損益計算書の営業収益の90%を超えており、また、有形固定資産は保有していませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命保険相互会社	203,000	資産の譲り受け及びその管理

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命保険相互会社	203,000	資産の譲り受け及びその管理

## 【報告セグメントとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
発行会社の役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	有限会社東京共同会計事務所	東京都千代田区	500万円	特別目的会社の財務・経理・総務に係る業務の受託、特別目的会社に対する所在地等の提供その他付帯業務	なし	発行会社への役員派遣、事務所使用貸借及び会計税務事務管理等	税務会計 事務管理委託	2,268	-	-
							役員受入・事務所使用貸借	912	-	-

当事業年度（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
発行会社の役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	有限会社東京共同会計事務所	東京都千代田区	500万円	特別目的会社の財務・経理・総務に係る業務の受託、特別目的会社に対する所在地等の提供その他付帯業務	なし	発行会社への役員派遣、事務所使用貸借及び会計税務事務管理等	税務会計 事務管理委託	2,268	-	-
							役員受入・事務所使用貸借	912	-	-

1. 発行会社取締役 内山隆太郎は有限会社東京共同会計事務所の議決権のすべてを自己の計算において所有しております。

2. 取引金額及び期末残高は、消費税込の金額です。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

## (1) 税務会計事務管理委託

発行会社取締役 内山隆太郎が、有限会社東京共同会計事務所の取締役として、発行会社と特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約（以下「業務委託契約」という。）を締結している発行会社の代理人 三菱UFJ信託銀行株式会社との間で会計帳簿の作成等の事務及び税務申告書の作成等に関する事務の委託として平成27年7月8日付「税務会計事務管理委託契約」を締結したことによるものです。

取引金額は税務会計事務管理委託契約第5条において定められる手数料の金額であり、契約期間は契約締結日（平成27年7月8日）から業務委託契約の末日までの期間とされています。

## (2) 役員受入・事務所使用貸借

発行会社取締役 内山隆太郎が、有限会社東京共同会計事務所の取締役として、役員派遣及び事務所使用貸借について平成27年7月8日付「取締役及び監査役の派遣並びに事務所使用貸借に関する契約」を締結したことによるものです。

取引金額は取締役及び監査役の派遣並びに事務所使用貸借に関する契約第2条において定められる手数料の金額であり、契約期間は契約締結日（平成27年7月8日）から資産流動化計画の末日までの期間とされています。

（出資1口当たり情報）

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
出資1口当たり純資産額	54,034,442円00銭	78,793,414円50銭
出資1口当たり当期純損失金額	24,975,897円00銭	24,758,972円50銭

（注）1. 出資1口当たり情報については、特定出資について記載しております。

2. 出資1口当たり情報については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第4号）を準用しております。
3. 潜在出資調整後1口当たり当期純利益額については、潜在出資がないため記載しておりません。
4. 出資1口当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	当事業年度 (自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日)
当期純損失 (千円)	49,951	49,517
特定出資者に帰属しない金額 (千円)	-	-
特定出資に係る当期純損失 (千円)	49,951	49,517
期中平均出資口数 (口)	2	2

5. 出資1口当たり純資産額の計算上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (平成29年9月30日)	当事業年度 (平成30年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	151,931	102,413
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	260,000	260,000
うち優先出資 (千円)	260,000	260,000
特定出資に係る当事業年度末の純資産額 (千円)	108,068	157,586
出資1口当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度の特定出資口数 (口)	2	2

（重要な後発事象）

該当項目はありません。

## 木【附属明細表】

## 1) 特定資産及び固定資産等明細表

(単位:千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
特定資産							
買入指名金銭債権	50,000,000	-	-	50,000,000	-	-	50,000,000
特定資産計	50,000,000	-	-	50,000,000	-	-	50,000,000
繰延資産							
特定社債発行費	154,439	-	-	154,439	119,769	37,821	34,670
繰延資産計	154,439	-	-	154,439	119,769	37,821	34,670

## 2) 特定社債明細表

(単位:千円)

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
特定社債	平成27年 8月5日	50,000,000 ( - )	50,000,000 (50,000,000)	0.406%	一般担保付社債 (注)2	平成31年 8月5日	買入指名金銭 債権の購入
合計		50,000,000 ( - )	50,000,000 (50,000,000)				

- (注) 1. 当期末残高の( )の金額は貸借対照表日の翌日から1年以内に償還予定の金額を内書で示しております。  
 2. 本社債権者は、資産の流動化に関する法律第128条の一般担保に関する規定により、発行会社の財産について他の債権者に先立って自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。  
 3. 貸借対照表日後5年以内における1年毎の償還予定額の総額

(単位:千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
50,000,000	-	-	-	-

## 3) 借入金等明細表

財務諸表等規則第125条の規定により、借入金の金額が当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため借入金等明細表は作成しておりません。

## 【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## 現金及び預金

(単位：千円)

種類	金額
普通預金	68,058
合計	68,058

## (6) 【企業集團等の状況】

## ( ) 企業集團等の状況

発行会社は子会社を有していません。発行会社の親会社は一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスです。本報告書提出日現在一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスは発行会社以外に子会社を有しております。また、一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスは発行会社及び本一般社団法人関連特定目的会社の特定出資を保有する以外に事業を営んでおりません。一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスは日本生命保険相互会社より、基金の拠出を受けております。

## ( ) 関連当事者の状況

発行会社は子会社を有しておらず、連結財務諸表は作成しておりません。

## ( ) 関連当事者との取引

該当事項はありません。

## (7) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【原保有者その他関係法人の概況】

### 【原保有者の概況】

#### 【大和証券株式会社】

##### ( 1 ) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

( ア ) 名称

大和証券株式会社

##### ( イ ) 資本金の額

100,000百万円（平成30年3月31日現在）

##### ( ウ ) 事業の内容

金融商品取引業

##### ( 2 ) 【関係業務の概要】

管理資産である発行会社の特定資産を構成する本件基金債権の原保有者です。

##### ( 3 ) 【資本関係】

該当事項はありません。

##### ( 4 ) 【経理の概況】

###### ( ア ) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

( 単位 : 百万円 )

	( 単体 ) 平成29年3月31日現在	( 単体 ) 平成30年3月31日現在
資産合計	10,285,825	11,683,555
負債合計	9,446,631	10,882,533
純資産合計	839,193	801,022

##### ( イ ) 最近2事業年度における損益の概況

( 単位 : 百万円 )

	( 単体 ) 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	( 単体 ) 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
営業収益	334,911	358,835
営業利益	82,414	85,554
当期純利益	58,461	64,436

##### ( ウ ) その他

大和証券株式会社の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、平成29年3月期及び平成30年3月期の有価証券報告書、半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

##### ( 5 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 【その他関係法人の概況】

## 【株式会社三菱UFJ銀行】

## (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (ア) 名称

株式会社三菱UFJ銀行

## (イ) 資本金の額

1,711,958百万円（平成30年9月30日現在）

## (ウ) 事業の内容

銀行業務

## (2) 【関係業務の概要】

本特定社債の特定社債管理者です。

## (3) 【資本関係】

三菱UFJ銀行と後記「三菱UFJ信託銀行株式会社」記載の三菱UFJ信託銀行は、いずれも株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

## (4) 【経理の概況】

## (ア) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成29年3月31日現在	(単体) 平成30年3月31日現在
資産合計	204,190,574	212,246,573
負債合計	193,959,075	201,826,382
純資産合計	10,231,499	10,420,190

## (イ) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(単体) 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
経常収益	3,072,712	3,067,560
経常利益	632,205	637,091
当期純利益	481,455	437,710

## (ウ) その他

株式会社三菱UFJ銀行の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、平成29年3月期及び平成30年3月期の有価証券報告書、半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

## (5) 【その他】

該当事項はありません。

## 【三菱UFJ信託銀行株式会社】

## (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (ア) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

## (イ) 資本金の額

324,279百万円（平成30年9月30日現在）

## (ウ) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併営業務

## (2) 【関係業務の概要】

発行会社から特定資産である本件基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

## (3) 【資本関係】

三菱UFJ信託銀行と前記「株式会社三菱UFJ銀行」記載の三菱UFJ銀行は、いずれも株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

## (4) 【経理の概況】

## (ア) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成29年3月31日現在	(単体) 平成30年3月31日現在
資産合計	41,336,180	42,635,723
負債合計	39,084,484	40,288,258
純資産合計	2,251,695	2,347,465

## (イ) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(単体) 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
経常収益	622,721	704,515
経常利益	164,488	206,093
当期純利益	120,254	186,754

## (ウ) その他

三菱UFJ信託銀行株式会社の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、平成29年3月期及び平成30年3月期の有価証券報告書、半期報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

## (5) 【その他】

## a 本件特定資産管理委託契約の解約

- (a) 本件特定資産管理委託契約の期間は、本件特定資産管理委託契約の締結日から本特定社債の全額が償還された日までとされています。但し、当該期間終了後において、本件特定資産管理委託契約所定の本件特定資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本件特定資産管理受託会社は引き続き当該業務を遂行するものとされています。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本件特定資産管理受託会社は本件特定資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとされています。
- (b) 本件特定資産管理委託契約の期間中、本件特定資産管理受託会社において以下のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本件特定資産管理委託契約を解除することができるとしています。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本件特定資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとされています。

本件特定資産管理受託会社が、本件特定資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

本件特定資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本件特定資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本件特定資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき

その他発行会社が本件特定資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本件特定資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本件特定社債管理者が書面でこれを承諾したとき

## 【日本生命保険相互会社】

## ( 1 ) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (ア) 名称

日本生命保険相互会社

## (イ) 基金（基金償却積立金を含みます。）の総額

1,350,000百万円（平成30年9月30日現在）

## (ウ) 事業の内容

生命保険業

## ( 2 ) 【関係業務の概要】

本件信用枠設定契約に基づく金銭の貸付の貸主となります。なお、日本生命は、本件基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社の優先出資（注）を全て取得しております。

（注）発行会社が払込期日までに発行した優先出資の発行口数及び払込金額の総額については、第1「管理会社の状況」1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」（）「管理資産の流動化の基本的枠組み」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

## ( 3 ) 【資本関係】

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【経理の概況】

## (ア) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成29年3月31日現在	(単体) 平成30年3月31日現在
資産合計	64,814,005	66,472,661
負債合計	58,610,767	59,909,395
純資産合計	6,203,237	6,563,265

## (イ) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	(単体) 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
経常収益	6,452,675	6,338,509
経常利益	458,464	410,461
当期純剰余	268,604	242,344

## ( 5 ) 【その他】

該当事項はありません。

**【日本生命保険相互会社の概況】**

『日本生命保険相互会社 2017年度決算について』及び『日本生命保険相互会社 2018年度第2四半期（上半期）報告について』を以下において記載しています。

『日本生命保険相互会社 2017年度決算について』に記載される貸借対照表、損益計算書、剰余金処分決議及び基金等変動計算書並びにその附属明細書は、保険業法第54条の4 第2項の規定に基づき監査を受けておりますが、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査は受けおりません。

(注) 上記『日本生命保険相互会社 2017年度決算について』は、決算（案）として監査を受けた後、平成30年7月3日の第71回定期総代会において、承認されております。

『日本生命保険相互会社 2018年度第2四半期（上半期）報告について』に記載される中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間基金等変動計算書並びにその附属明細書は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査を受けておりません。なお、保険業法に上半期の監査規定はありません。

## 第5【参考情報】

発行会社は、当計算期間開始日から本報告書提出日までの間において、以下に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しました。

提出日	提出書類
平成29年12月22日	有価証券報告書（内国資産流動化証券）第3期（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）
平成30年4月16日	臨時報告書（内国特定有価証券）
平成30年6月22日	半期報告書（内国資産流動化証券）第4期中（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

## 独立監査人の監査報告書

平成30年11月28日

日本生命2015基金特定目的会社

取締役 内山 隆太郎 殿

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 牧野 あや子 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本生命2015基金特定目的会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命2015基金特定目的会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

特定目的会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。